

群馬県埋蔵文化財発掘調査基準

第1章 発掘調査基準に関する現状と課題

埋蔵文化財の保護を進める上において、遺跡の発掘調査は必要不可欠の措置であり、かつ、きわめて重大な意味をもっている。遺跡の多くは地下に埋蔵されており、発掘調査を行うことなしにその内容を解明することはできないからである。

しかし、発掘調査は必然的に遺跡の解体・破壊を伴うという側面がある。そのため、発掘調査は、国民共有の貴重な財産である埋蔵文化財について適切な方法を講じて行う必要がある。群馬県では、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等について「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知）を受けて、「群馬県埋蔵文化財発掘調査取扱い基準（通知）」（令和8年4月改正）により埋蔵文化財発掘調査の対象となる時代と開発に伴う埋蔵文化財の取扱いについての基準を示した。

埋蔵文化財の行政目的で行われる発掘調査は、1 記録保存のための発掘調査、2 保存・活用のための発掘調査、3 試掘・確認調査に分けられるが、本基準は、そうした行政上行われる発掘調査を対象とするものである。ただし、大学等が実施する学術調査であっても、本基準を参考にすることが望ましい。

1 記録保存のための発掘調査

（1）発掘調査基準についての行政的位置付け

文化財保護法第93条及び第94条の規定により、周知の埋蔵文化財包蔵地内において工事を行う場合、事業者は、群馬県又は各市に届出又は通知を行う。

これに対し群馬県又は各市は、工事前に「埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項」（文化財保護法第93条第2項及び第94条第4項）として指示又は勧告（発掘調査・工事立会・慎重工事・その他）を行っている。（注1）

埋蔵文化財が事業地内に存在し、その現状保存を図ることができない場合の指示又は勧告は、発掘調査となる。その場合、事業者と県又は市町村との間で調整の上、「記録保存のための発掘調査」が行われることとなる。

県及び市町村等によって行われる「記録保存のための発掘調査」の具体的な方法・内容は、従来、それを行う県及び市町村の判断に任されてきた。現状保存できない埋蔵文化財は国民の文化的資産として後世に記録として残されなければならない。そのため、発掘調査は、常に一定の質が確保される必要がある。

また、「記録保存のための発掘調査」の方法・内容は、経費の額や発掘調査に要する期間に直結するものであり、その実施には事業者の理解と協力が必要となるものである。このため、県及び市町村によって方法と内容に大きな差異が生ずることは避けねばならない。

これらのことから、「記録保存のための発掘調査」について群馬県として一定の基準が必要であると考え、これを作成する。

注1：各市は「群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により文化財保護法第93条の届出及びそれに対する指示、当該市の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地を当該市が発掘しようとする場合の文化財保護法第94条の通知の受理及びそれに対する勧告をする。

2 保存・活用のための発掘調査

この「保存・活用のための発掘調査」は、「記録保存のための発掘調査」とは方法・内容が異なる。この発掘調査には、重要な遺跡の保護を目指し、遺跡の内容や範囲の把握、史跡の整備・活用、保存・管理上の必要な内容の把握等を行うための調査等がある。保存・活用の措置には、保存を目指して範囲・内容を確認する段階や、保存が決定し、さらに整備活用の具体的方法を検討する段階等、さまざまな目的と内容があり、それぞれ行うべき方法や作業の内容も異なる。

なお、史跡整備に伴う発掘調査については、「史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー」（平成16年3月31日史跡等整備の在り方に関する調査研究会編集、文化庁文化財部記念物課発行）を参照されたい。

3 試掘・確認調査

試掘・確認調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定及び具体的な開発事業と埋蔵文化財の調整に必要な資料を得るために実施される。

試掘・確認調査については、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知）に示された下記の事項に留意する。

- ① 記録保存のための発掘調査に関して必要な事項を決定、算定するためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の

所在地において盛土等を行うに際しても、一定の記録を残しておくことが求められる。

- ② このため、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）、確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。
- ③ 各地方公共団体においては、試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の業務の中に的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域においてあらためて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者やその他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

4 発掘調査の方法・内容に関する基準についての基本的な考え方

この基準は、「記録保存のための発掘調査」及び「保存・活用のための発掘調査」の基本理念や発掘調査方法の原則を示し、それに基づいた作業工程と、その目的・意義等の基本的事項を明らかにするものである。

なお、「記録保存のための発掘調査」の経費・期間を算定する際には、「群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準について」（令和8年4月改正）を参照されたい。

第2章 記録保存のための発掘調査に関する基準

1 記録保存のための発掘調査に関する基本的事項

(1) 発掘調査の性格と内容

本発掘調査は、行政上の措置として記録保存のために行うものであり、県及び市町村は、発掘調査の実施を適切に管理し、それに伴う記録類及び出土品について適切に保管・活用を図る。出土品の取扱いについては、後述する「第2章 記録保存のための発掘調査に関する基準 3 整理等作業 (2) 整理等作業の工程とその内容 (オ) 保管・活用に備えた作業」を参照されたい。

発掘調査は、①現地における発掘調査作業（以下「発掘作業」という。）、②発掘調査記録と出土品の整理作業から報告書作成までの作業（以下「整理等作業」という。）を経て、③発掘調査報告書（以下「報告書」という。）の刊行に至る一連の作業によって完了する。

(2) 発掘調査に関する基本的事項

発掘調査は、その目的に対して今日の考古学等の水準を踏まえた上で、必要な作業を、問題意識をもって実施する。発掘調査に当たっては、発掘作業から整理等作業に至るまで、遺跡に関する有用な情報の記録を可能な限り客観的で正確かつ必要十分な形で後世に残さなければならない。

(3) 発掘調査の工程と発掘調査体制

発掘調査は、発掘作業から報告書刊行に至る合理的な進行体系と、個々の仕事の作業量等を見極めて策定した計画のもとで、適切な順序により進める。

特に「記録保存のための発掘調査」においては、遺跡の内容や規模に応じた適正な経費と期間を踏まえて、遺構調査やその記録作成、あるいは出土品の実測等の時間や手間を要する工程に比重を置く等、全工程を見通してバランスのとれた作業配分で進める（「群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準」（令和8年4月改正）。そのために、各工程の目的・意義や作業内容とそれに要する作業の質及び量の程度等は、発掘調査担当者が十分に理解してこれに当たる。

発掘調査の各工程と作業は、内容的に一定の水準を保ったものでなくてはならない。そのため、発掘調査担当者は、「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について（通知）」（平成12年11月17日付け庁保記第236号文化庁長官通知）に基づき、「大学等で考古学を専攻するなど、発掘調査に関する知識を有しており、発掘調査の現場経験が実質で

1年以上あり、発掘調査報告書を作成する能力を有しているもの」（「群馬県埋蔵文化財事務取扱い要綱」（令和8年4月改正））でなければならない。本基準に基づいた作業を行う上でもこの要件は不可欠であり、発掘調査担当者は資質の向上に努める。

さらに、発掘調査を円滑に進めるためには、発掘調査全体の進行及び安全管理、経費・施設・人員等の確保のための適切な体制作りを組織的に行う。

（4）発掘調査手法の開発・改良

発掘調査の手法は、関連分野の機器や用具の技術開発により、日々進歩している。とりわけ進歩が著しい技術はデジタル技術である。測量による記録図作成や、報告書の作成、報告の媒体、公開・活用等において、すでに適宜取入れられているところである。今後、さらに各分野における技術の進歩により、発掘調査やその成果の公開・活用にあつたな手法の開発・改良を行う。なお、カメラ等のデジタル化及び写真及び図面等のデジタルデータの取扱いについては、「埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について 1（報告）」（平成29年3月31日文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）、「埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について 2（報告）」（平成29年9月25日文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）、「埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について 3（報告）」（令和元年2月28日文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）を参考とする。

2 発掘作業（別紙1）

発掘作業の詳細に関しては、別紙1及び『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』・『発掘調査のてびき－各種遺構調査編－』（文化庁文化財部記念物課）に記載の内容に準拠する。

（1）発掘作業の基本方針

（ア）遺跡の種類・立地に対応した発掘作業

発掘作業は、遺跡の解体・破壊を伴うものである。したがって発掘調査後の分析、検討に有用な情報を細心の注意をはらって確認・把握し、記録する。

遺跡はその種類や立地環境によって一様ではない。集落遺跡と古墳や水田遺構では作業方法が異なり、台地上や低湿地等立地による遺構検出面数の違いや、出土品にも脆弱な土器や植物遺存体など注意をはらわねばならないもの等々の差異がある。

また、火山噴出物が良好に堆積する遺跡では、堆積時の旧地表面をとどめることから、通常の遺跡では遺存しない遺構や生活環境等の情報をもたらす。このような遺跡の種類・

立地の差異に対応できるような、発掘作業を行う。

(イ) 発掘作業方法の適切な選択

発掘作業における各工程の作業は、同じ比重をもっているわけではない。遺跡の本質的な構成要素である遺構と出土品の所在と、それらの有機的な関連を明らかにすることが重要であり、それに関連した工程に重点を置き行う。

その上で、各工程内の作業については、期待される成果と作業に要する労力を勘案して、最も有効かつ効率的な方法を選択し適用する。

(ウ) 目的に即した作業の実施

発掘作業における各工程の作業は、その趣旨や目的を正しく認識し行う。選択した作業方法によって得られる結果が、発掘調査全体の中で後の作業や最終の成果にどのように活かせるかを考え、必要な作業の実施に努める。

(エ) 客観性と正確性の確保

原則的に終了後には現地情報が失われてしまう発掘調査では、その水準を一定の高さに保ち、後の検証に耐えうるように正確で客観的に実施する。そのため、層位の把握や遺構の重複関係の確認等の工程にとどまらず、発掘作業計画の立案の段階から日々の進行、発掘成果の検討に至るまで、複数の発掘調査担当者が検証する等、正確さと客観性を保つ。

複数の発掘調査担当者が配置できず、1人の発掘調査担当者が発掘作業を行う場合においては、過程の要所において第三者の検証を受ける等の配慮を行う。

(オ) 的確な記録・資料の作成

発掘作業の各工程においては、確認した事実や得られた成果の記録を適切に残す。単に記録が詳細であればいいというものではなく、後の整理や分析及び報告書作成に有効で無駄のない記録とするために、最善の方法で行う。

(2) 発掘作業の工程とその内容

発掘作業の基本的な工程・内容を大別すると、(ア) 発掘前段階の作業、(イ) 表土等及び遺物包含層の掘削、(ウ) 遺構調査、(エ) 自然科学分析、(オ) 日常管理、(カ) 公開・普及等となる。このうち(エ)・(オ)の作業は(ア)から(ウ)の作業と並行して行われる。

(ア) 発掘前段階の作業

試掘・確認調査等の知見と周辺地域におけるこれまでの発掘調査成果に基づき、発掘調査の範囲・工程等の計画を決定するとともに、具体的な発掘の方法について検討する。

(イ) 表土等及び遺物包含層の掘削

発掘調査の主目的である遺構及び遺物包含層を検出するために、表土の掘削を行うが、掘削に際しては、事前の試掘・確認調査や近隣の発掘調査成果を踏まえて、掘削深度や掘削方法を決定する。

遺物包含層の掘削は、土壌とその内容や性格を遺物の出土状況等からの確に見極めながら効率的に行う。遺物包含層の掘削の方法は、包含される遺物の性格・意味に応じた適切な方法を選択し行う。

(ウ) 遺構調査

遺構調査は、発掘作業の中核をなす工程であり、十分な時間を充てて慎重に作業する必要がある。遺構に関しては、調査によってその機能や性格、構築法や時期、補修・改変を含む使用状況、廃棄の時期や状況・過程等を解明することが求められる。そのためには、形状・規模や構造等及び遺構内の埋土（覆土）の基本層位と各土層のあり方及び出土品の包含状況を正しく把握することが重要である。

(エ) 自然科学分析

遺跡の性格を総合的に明らかにするため、土壌や出土品について適切なサンプリングを実施し、自然科学分析を行う。本分析では、考古学的手法とは異なるさまざまな結果が得られ、大きな成果が期待できる。しかし、その実施方法・内容については、十分に吟味し行う。

(オ) 日常管理

発掘調査全般を確実に実施するためには、発掘調査活動全体の日常的な管理が重要である。発掘作業においては、進行状況を客観的な形で残すために、日誌や写真により作業進行の記録を残す。日々の成果と課題を整理することにより、以後の発掘調査を円滑に進めることができ、後の検討及び追跡のための資料ともなる。

(カ) 公開・普及

記録保存を目的とした発掘調査であっても、着目すべき成果が得られているならば、適当な時期に現地説明会等を行って発掘調査成果の公開・普及に努めることも重要である。

3 整理等作業（別紙2）

整理等作業の詳細に関しては、別紙2及び『発掘調査のてびき－整理・報告書編－』（文化庁文化財部記念物課）に記載の内容に準拠する。

（1）整理等作業の基本方針

（ア）作業対象の選択と作業の実施

整理等作業は、発掘作業によって作成された記録と出土品について、考古学の手法を中心に既往の学術的な成果を踏まえ整理、分析し、最終的には遺跡の内容をまとめた報告書の作成を目的として行うものである。

さらに、遺跡に関する基本的な資料である記録類と出土品を保管し、公開と活用を図ることに備えるための作業でもある。

整理等作業は、報告書に掲載する資料をどれだけ選択するかによって作業量が大きく変動する。その選択は、考古学的な知見・手法に基づき適切に行う。

特に、遺跡を理解する上で重要な資料である出土品に関する整理等の作業は多大な作業量を要する。その接合・復元・実測等、中核をなす作業は専門的な知識と熟練した技術が不可欠である。

各作業工程の目的や意義を正しく認識して作業を進める。

（イ）作業の担当者

整理等作業は、発掘作業についての情報・成果を正確に把握している発掘調査担当者が行うことが望ましい。特に、図面や写真の確認・点検等を行う「発掘調査記録の基礎整理」は、原則として発掘調査担当者が行う。

ただし、一定の水準を確保し、内容に応じて効率よく作業を進める上では、必要に応じて発掘調査担当者以外の者の協力を得ることが効果的である。

作業対象についての分類・選択に際しては、複数の整理担当者に関わる等、客観性を確保するための体制が必要である。

（ウ）作業の実施時期

発掘調査の結果を正確に報告書に反映させるためには、発掘作業についての認識・記憶が確実で鮮明なうちに整理等作業に着手し、報告書を可能な限り早く作成する。また、発掘調査成果を迅速に公開する。

報告書は、発掘作業終了後おおむね3年以内に刊行することを原則とする。このことを考慮し、整理等作業を計画的に行う。

なお、「発掘調査記録の基礎整理」は、発掘作業と並行して行うことにより、遺構等との照合が的確に行われる。また、出土品の洗浄等も発掘作業と並行して行うことにより、種類や時期等の情報が得られ、発掘作業を進める上で大いに参考になる。

(2) 整理等作業の工程とその内容

整理等作業の基本的な工程・内容を大別すると、(ア)記録類と遺構の整理、(イ)出土品の整理、(ウ)発掘調査成果の検討、(エ)報告書作成作業、(オ)保管・活用に備えた作業となる。基本的には(ア)による遺構と(イ)による出土品の整理検討を受けて、(ウ)で両者をあわせた総合的な検討を行い、(エ)の報告書の作成に至る。ただし、これらの各工程の作業は必ずしもすべてが明瞭に区別されて、順番に行われるものではない。

(ア) 記録類と遺構の整理

記録類の整理の工程は、主として遺構に関する発掘調査記録の整理、検討等を行うものであり、①発掘調査記録の基礎整理、②遺構データの整理・集約、③遺構の検討の工程がある。

(イ) 出土品の整理

出土品の整理の基本的な作業工程としては、①洗浄・乾燥・注記、②接合、③復元、④実測、⑤出土品全体の検討、⑥写真撮影、⑦自然科学分析、⑧保存処理等がある。

出土品は、遺跡や遺構の時期や性格等を示す重要な資料である。その出土状況は、遺構の埋没過程、一括遺物の器種構成等や、共伴遺物の時期や性格等を示すこともある。また、単独でも編年や地域性等を示す資料としての価値がある。

出土品を客観的に示す方法としては、実測図・写真・拓本等の二次元的な表現に、文章や属性表等を加えて説明するのが原則である。実測図は、最も多くの情報を表現することのできる基本となる手法である。写真は、実測図では表現できない出土品の質感や量感、製作技法、遺存状況等を示すために有効である。拓本は、凹凸のある文様や製作技法を墨の濃淡によって簡便に表すのに適している。また近年ではデジタル技術による図化方法も登場している。それぞれの特性に応じたものを選択し、これらを組み合わせて、総合的に出土品の全容を正しく示す必要がある。作業を進める上で、出土品の出土量や種類ごとの比率等全体の傾向について正確に把握し、それぞれの工程において作業の対象とすべきものを適切に選択することが基本である。

整理担当者は、各作業を作業員や業者に委託して行う場合、成果品が適切に完成しているかどうかを確認する。

出土品写真撮影は、実測図では表現できない出土品の質感や量感、製作技法、遺存状況等を示すために、報告書に掲載するための作業である。すべての出土品を撮影する必要はなく、原則として、写真を報告書に掲載するものを対象として行う。

(ウ) 発掘調査成果の総合的検討

発掘調査の成果を報告書にまとめるために、「(ア) 記録類と遺構の整理 ③遺構の検討」と「(イ) 出土品の整理 ⑤出土品全体の検討」の検討成果をあわせて、あらためて総合的に検討する工程である。これにより、報告書の「発掘調査の方法と成果」に記述する個別の遺構・出土品についての基本的内容がまとめられる。その上で考古学上の研究成果を踏まえつつ、必要に応じて周辺の遺跡の情報も収集する等して、遺跡全体の構造や性格、時期的な変遷や展開過程、さらには地域における歴史的な位置付け等、報告書の「総括」につながるような総合的検討を行う。

(エ) 報告書作成作業

印刷物としての報告書の形にまとめるための作業である。報告書作成の基本的な作業は、①文章作成、②トレース・版下作成、③割付・編集、④印刷等である。記録保存のための発掘調査にあっては、報告書の内容の如何によって発掘調査そのものの成否が左右されることをしっかり認識して各作業を進める。

(オ) 保管・活用に備えた作業

発掘調査で作成された記録類及び整理等作業で作成された資料類や出土品は、その遺跡を理解し、活用するために重要な資料である。そのためにも将来にわたって保存・活用していく必要がある。これらの資料等は、遺跡が所在する県及び市町村で確実に保管し、必要に応じて希望者が利用できる状態にしておく。

これらの記録・資料や出土品は、文化財の普及・活用活動等を通じて積極的に公開する。そして、県民が埋蔵文化財を通して、地域の歴史についての理解を深めるためや、学術研究上の資料として活用される。

記録類や出土品の保管・管理については、「出土品の取扱いについて」（平成9年8月13日付け庁保記第182号文化庁次長通知）に基づき、県では「群馬県出土品取扱い要綱」（令和8年4月改正）を策定した。また、「埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について」（平成15年1月20日付け14財記念第107号文化庁文化財部記念物課長通知）や「出土品の保管について」（平成15年10月30日付け15財記念第49号文化庁文化財部記念物課長通知）の通知がある。

記録類の中で、デジタルデータを長期間保存する場合は、物的・人的・災害・情報セキ

セキュリティの各リスクに備えることとし、データを複数の箇所や方法で保存するようにする。なお、デジタルデータの取扱いについては、第2章1（4）で参考とすることとした「埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について」の各報告によることとする。

4 発掘調査報告書（別紙3）

発掘調査報告書の詳細に関しては、別紙3及び『発掘調査のてびき－整理・報告書編－』（文化庁文化財部記念物課）に記載の内容に準拠する。

（1）報告書の意義

報告書は、現状保存を図ることができなかった埋蔵文化財に代わって、後世に残す記録のうち最も中心的なもので、発掘調査の成果を周知し活用できるようにするものである。内容は行政的に講じた措置の記録と、学術的な成果の記録からなる。

したがって、報告書は、発掘作業から整理等作業によって得られた情報を的確に収録したものでなければならない。また、将来にわたってこれを活用する場合のために理解しやすいものとする。

その作成に際しては、事実及び所見の記述と図面・写真等の資料を体系的・合理的に構成し、利用しやすいものとなるよう細心の注意をもって当たる。

（2）記載に当たっての留意事項

報告書の作成に当たっては、遺跡を理解する上で、掲載する遺構や出土品の実測図等を選択する。報告すべき事項、表現する文章、掲載する資料等について、全般にわたって発掘調査組織全体で綿密な検討を行い、当該遺跡に関する情報を、的確かつ簡潔に表すよう努める。

また、個々の遺構や遺構相互の関係、層位関係、遺構と出土品の関係等について、総体的に矛盾のないように整合した説明を行う。その説明と図や写真等が検索しやすく、使いやすいものとなるようにする。常に利用者側の立場で理解しやすい構成・表現を工夫する。特に、発掘調査面積が大規模で遺構・出土品が膨大に検出されたため、報告書に記載すべき事項が多い場合等でも、必要な情報を簡潔にまとめるよう努める。

なお、報告書は、文章による記述が主要な部分を占める。文章は、客観的事実と担当者の所見を体系的・論理的に表現し、理解しやすい明解な表現を心がける。

(3) 記載事項とその内容

報告書は、前文と本文とからなり、本文に掲載する基本的項目は、①経緯、②遺跡の位置と環境、③発掘調査の方法と成果、④自然科学分析、⑤総括、⑥写真図版、⑦報告書抄録等がある。④の自然科学分析は必要な場合に加わるものである。

(4) 体裁

報告書は、現状保存できなかつた遺跡の内容を示す唯一の記録刊行物であることから、長期間にわたって保存が可能な印刷方法、製本方法、紙質等を適切に選択する必要がある。ただし、過剰に華美な体裁のものとすることは避ける。

(5) 刊行

現状保存できなかつた遺跡の記録を、広く活用できるようにするために、報告書は印刷物として複数作成され、広く配布し、所要の場所において保管・公開される必要がある。このことは、行政における情報公開にも資するものである。現在、発掘調査成果の公表は、報告書の刊行と配布によって行われている。

報告書の刊行は、発掘調査単位で行うのが一般的であるが、すべて遺跡ごとに刊行する必要はない。報告書の刊行部数は、報告書の活用の観点から必要と判断される数とするが、記録保存を目的とする発掘調査の報告書については、300部以内を原則とする。

報告書の刊行は、発掘調査の完了を意味する。このことから、発掘調査成果は可能な限りすみやかに公表する。発掘作業終了後、おおむね3年以内に報告書を刊行する必要がある。発掘作業が長期にわたる場合、あるいは整理等作業が長期に及ぶ場合等、やむをえない事情により3年以内に刊行できない場合は、概報（報告書の刊行に先立ち、主に遺構に関する事項を中心に発掘調査成果の概要を記した刊行物。後に報告書が刊行されることを前提に刊行するもの。）の刊行や、発掘調査の概要を発掘調査機関の年報に掲載する等の措置を執る。

(6) 保管・活用

報告書は、発掘調査対象遺跡の所在する県及び市町村において、保管し活用に供する。したがって、県及び市町村は、自ら刊行した報告書のほかに、管内で行われた発掘調査に係る報告書を将来にわたって確実に保管するとともに、自らの刊行した報告書については、関係の県及び市町村・文化財関係機関・図書館・博物館・大学等へ配布し、発掘調査の成果を広く共有し、活用できるような措置を講ずる。当該報告書に係る遺跡の所在地においては、地域の図書館、博物館、公民館等に重点的に配布し、地域住民が利用しやすいよう配慮することが望ましい。このことは、県及び市町村以外の発掘調査組織が行った発

掘調査の報告書についても同様である。県及び市町村は、報告書の入手・保管・配布等の指導、その他の措置を執る。

また、報告書の配布を受けた機関は、確実に保管し、かつ、利用希望者に公開できるように管理する。

報告書は、発掘調査の結果を客観的に記録したものであるが、内容は専門的な部分もある。このことから、県及び市町村は、出土品や関係資料の展示、講演会等を積極的に実施し、埋蔵文化財の価値、発掘調査の意義等に関する理解の向上に努める。また、住民向けのわかりやすいパンフレットや概説書等の普及資料の作成等にも考慮する。

なお、全国の発掘調査の成果や概要、報告書の刊行状況等を把握する手段として、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が公開しているデータベースがある。発掘調査の成果を広く公開する上で、県及び市町村は刊行した報告書をこのデータベースに掲載することが望まれる。

第3章 保存・活用のための発掘調査に関する基準

1 保存・活用のための発掘調査に関する基本的事項

この発掘調査は、歴史的な位置付けと価値を明確にして遺跡を保存・活用していく上で基礎資料を得ることを目的として実施される。この発掘調査の対象となる遺跡は、通常、国や県・市町村あるいは地域にとって歴史上、学術上の価値が非常に高く、将来の人々にとっても貴重な財産であり、将来にわたって保護していく必要のある遺跡である。

保存・活用のための発掘調査に求められる最も重要な基本原則は、遺跡を可能な限り残し、将来における検証を担保することを考慮し保存することである。その上で、発掘調査を行うに際して明確な目的意識を持ち、その時点でとりうる最上の体制と手法によって、十分な計画と準備を整えて行う。

このような観点から、発掘調査計画の策定、発掘調査の実施、発掘調査結果の評価等を適切に行うために、専門家・学識経験者を構成員とする指導委員会を設け、その意見を聴くことが必要である。また、学術的、行政的に指導・支援する県や国との連携も不可欠である。

保存・活用のための発掘調査でも、その結果得られた成果の記録と報告書の刊行は必要である。整理等作業、発掘調査報告書の刊行までの手順を確実に実施する。

2 発掘作業

(1) 発掘作業の基本方針

発掘調査で確認すべき事項は、その目的によって異なるが、通常以下の内容である。

- ① 遺跡の所在確認は、遺構を反映した起伏や遺物の散布等によって地表面の観察により把握できる場合と、地表面からは把握できない場合がある。発掘調査によらないで所在確認が可能な場合は、できる限りそれによるべきである。所在だけではなく範囲・内容の確認においても、地表面に現れている情報はきわめて重要である。
- ② 遺跡の範囲確認は、試掘溝等による調査を要する場合が多い。試掘溝の位置等については、現地形の把握や出土品の散布状況、周辺地域におけるこれまでの発掘調査成果を参考にし、目的達成のために必要で、最も効果的なものとなるよう周到に検討する。
- ③ 遺跡の内容把握は、遺構を確認し、出土品の出土状況、時期・内容等をあわせて見極めながら解釈・判断することになる。しかし、発掘調査の目的や遺跡の種類等に応じて発掘調査の範囲や方法は多様である。そのためにも、綿密な計画と発掘調査

作業の的確な進行管理が必要である。

(ア) 遺跡の状況に応じた発掘調査方法

発掘調査は、遺跡の種類、性格や状況、発掘調査の進行段階等それぞれの時点で把握しなければならない情報を総合的に勘案し、最適の範囲と内容で行う。

発掘調査対象となる遺跡は、おおむね以下のような点に留意して発掘調査を進める。

① すでに史跡に指定されて法令の保護を受けている遺跡

この遺跡は法令の保護下にあり、発掘調査自体が重大な現状変更に当たる。遺跡の内容や性格と中核をなす主要な遺構がすでに明らかになっており、重要性が定まっているものが多い。

発掘調査を要する場合の目的としては、a) 整備によって保存と活用を図るため、b) 管理上の施策の決定や見直し等のため、c) さらなる内容確認のため等がある。そのためには、遺跡の保存に十分に留意し、既往の発掘調査成果と、これから把握しなければならない知見等を整理し、明確な目的を設定した上で所要の範囲について発掘調査を行う必要がある。

② 史跡指定を目指し、重要遺跡として確認調査を要する遺跡

この遺跡は、遺跡の内容等がある程度明らかになっているもので、重要性は史跡に準ずる。

保護すべき範囲の決定、価値の確認等は必須であり、発掘調査に関しては、遺跡の保存に十分に配慮しながら行う。

③ 重要な遺構等を一部発見したものの、遺跡の内容や価値付けが不明で、将来的な保護のために内容確認を要する遺跡

この遺跡は、必要に応じて上記①、②に比べてある程度広範囲を対象とした発掘調査を実施し、遺跡の範囲と内容、主要な遺構の配置、年代等を把握しなければならない。それらの要請に応じた計画のもとに合理的な発掘調査を行う。

④ 記録保存のための発掘調査を始めたものの、重要性が判明して保存・活用のための発掘調査に転換した遺跡

この遺跡のその後の発掘調査は、保存・活用のための発掘調査に切り換え、上記②に従わなければならない。

(イ) 遺跡と遺構の内容に対応した発掘調査方法

検出される遺構にはさまざまなものが想定される。そこで、その内容に応じて最も適切な発掘調査方法を選択する。

古墳の埋葬施設等、その遺跡の中核となる重要な遺構、あるいは類例が少なく今後の発

見もあまり期待できない重要な遺構については、発掘調査そのものがその遺跡の最も重要な核心部分を解体することとなるので、豪華な副葬品の出土や顕著な発見を期待して安易に発掘を行うことは慎まなければならない。

集落遺跡における竪穴建物等のように普遍的な遺構については、発掘調査目的を考慮した上で発掘の対象を限定し行う。

古代の官衙や寺院等、遺構の配置や構造について一定の規則性が知られている遺跡については、全面的ではなく所要の箇所のみを発掘することによって目的を達成することが多いので、過剰な発掘調査にならないようにする等の配慮を行う。

また、旧石器時代遺跡や、捨て場、窯の灰原等、明確な掘り込みをもたず、完掘すると失われてしまう遺跡や遺構は、発掘区を慎重に定め、発掘調査によって必要以上の範囲を破壊しないように留意する。

なお、発掘調査が多年度にわたり継続的に行われる遺跡では、具体的な発掘調査の方法、遺構の取扱い等に関する指針を定めておくことが望ましい。

(ウ) 整備に伴う発掘調査

遺跡を整備し、保存と活用を図るための資料と知見を得る目的で行う発掘調査の場合には、遺構を立体復元するか、あるいは平面表示にとどめるかといった整備の内容と手法によって必要とする情報が異なる。そのため、あらかじめ目指している整備の目的に即した発掘調査の範囲や内容等を選択する。なお、整備事業の中に、城郭の石垣等の修理のように、遺跡の本質的価値の保存上、遺構そのものの全面的な解体と徹底した発掘調査が必要になる場合もある。

(エ) 遺跡の保存

いずれの発掘調査の場合においても、検出した遺構の掘削は最小限にとどめ、遺構の埋土を含め、後に再検証が可能な状態を保持しておく。また、遺構面が複数ある場合に、どの面が遺跡の本質的な価値をもち、保護を要するものであるかを正しく判断する。上層が主要な遺構面である場合は、上層の遺構の保存を図るため、下層への掘り下げは行わないことが原則である。主要な遺構面の上層の遺構についても、その内容に応じて保存に配慮する。

また、発掘調査中は遺構が損傷しないようにシートで覆う等の保護措置を施す。当然、遺構の保護に悪影響を与える気象条件の時期は、発掘調査を避ける。また、発掘調査後の埋め戻しは速やかに行う。

遺構を構成する遺物は、可能な限り取り上げないで現状で保存する。しかし、脆弱で保存処理が必要な遺物や重要な遺物については、取り上げるかどうか検討する。取り上げる

場合はその方法や保存措置について、遺跡と遺物の状況を判断した上で慎重に決定する。

(オ) 発掘調査の公開と普及

保存・活用のための発掘調査の対象となる遺跡の性格上、発掘調査の成果を公開・普及することが重要であり、報告書の刊行だけでなく、現地説明会や発掘調査成果の報告会等の開催、成果をわかりやすくまとめたパンフレットや概説書の作成等を行う。

(2) 発掘調査の方法等

保存・活用のための発掘調査においては、記録保存のための発掘調査の場合と異なり、対象となる遺跡の状況や発掘調査の目的は多様である。求められる方法もそれに従って変わることになる。実際の発掘調査に当たっては遺跡の状況を正しく判断し、適切な方法を選択する。

(ア) 事前調査、計画、発掘区の設定

保存・活用のための発掘調査は、発掘調査組織が主体性をもって一連の作業を進めなければならない。そのためには、事前の準備と発掘調査計画の策定が重要である。発掘調査に着手する前に、まず、対象となる遺跡に関するこれまでのあらゆる情報を十分に把握・整理し、その時点で欠けているものが何か、それをどこまで解明するかという明確な目的を定める。

遺跡の範囲や遺構のある程度の分布等を把握するためには、現地踏査が有効である。古墳や城館等は、地表面の観察で遺構の把握が可能であり、遺物の散布状況から遺跡の存在や範囲、時期等がある程度把握できる場合が多い。このほかボーリング棒による探索や物理探査が有効な場合があり、状況に応じてこれらの手法を選択することも考えられる。

その上で、目的を達成するために必要な発掘調査の範囲・内容・方法等を盛り込んだ計画を策定する。その場合、発掘調査が遺跡に与える影響と予想される成果とを勘案して最も適切な範囲と方法を選択し、整理等作業や報告書刊行、遺跡の整備と活用までを視野に入れた全体計画や年次計画等を策定する。

発掘区は、事前に策定した発掘調査計画と発掘調査目的に応じて適切な範囲で設定しなければならない。発掘調査範囲が広いほど、あるいは遺跡の中核部を発掘調査するほど得られる成果も相対的に大きくなるのは当然である。しかし、保存・活用のための発掘調査は、あくまでも目的とする課題を解明するために必要な限度での発掘調査であることを忘れてはならない。必要とされる最小限の発掘調査をもとに、その成果と従前の発掘調査成果、他の類例、それらを総合した広い視点での分析研究等によって遺跡の全体像を的確に判断し、目的とする成果を得るように努める。

(イ) 表土等及び包含層の掘削

発掘区の基本的な土層を把握した後に、それに基づいて表土等と包含層をそれぞれ順次掘削する。遺構検出の工程に至るまでの包含層掘削と遺物の取上げについても、記録保存のための発掘調査において求められる効率性の観点だけでなく、慎重さも必要である。遺構面まで掘削した後の土層観察用ベルトは原則として保存する。

(ウ) 遺構調査

保存・活用のための発掘調査において、遺構の調査は最も重要な工程である。遺構の状況や配置、あるいは年代等が遺跡の重要性と価値付けを左右するが多いため、特に入念に行う。

① 遺構検出

遺構の検出に当たっては、その結果が遺跡の価値付け等を大きく左右するため、特に入念に行う。

② 遺構掘削

記録保存のための発掘調査の場合とは基本的に目的と手法が異なることを十分認識して当たる。

遺構の埋土は重複関係や堆積状況あるいは遺構の性格等を示すものであり、これを完掘してしまえば再検証することが不可能となることから、埋土を残すことがきわめて重要である。

検出した遺構については、発掘調査の目的や掘削の進行段階及び遺構の種別に応じ、遺構面の平面検出のみで止めるか、さらに掘り下げるかを慎重に判断する。掘り下げる場合も、遺構内の埋土をできる限り保存することに留意する。たとえば掘立柱建物の柱穴は、柱痕や柱抜取穴及び深さ、あるいは重複関係の確認等の目的で必要な場合についてのみ断割りを行うこととし、その場合も、完掘はせず埋土の保存に留意する。

なお、計画段階での予想を越える重要な、あるいは多量の遺構や出土品が出土した場合等、事前に想定した状況と大きく異なる事態が現出した場合には、発掘調査を中断して計画を検討しなおす等の対応をとることも重要である。

③ 遺構の保護措置

遺構を保護するため、発掘調査後はすみやかに埋め戻す必要がある。埋め戻しは検出した遺構面の上を一定の厚さの砂等で覆い、不透水層を作らないようにして、遺構を保護するとともに将来の再発掘に備えて掘削が及んだ面を明確に識別できるようにする。

3 整理等作業

(1) 整理等作業の基本方針

保存・活用のための発掘調査にあっても、必要な期間と経費を確保した上で迅速かつ確実な整理等作業と報告書刊行が必要である。基本方針は「記録保存のための発掘調査」に準ずるが、重要な遺跡を対象とすることから、入念に作業を行う。

また、記録類と出土品は確実に保管し、積極的に活用を図る。

(2) 整理等作業の工程とその内容

(ア) 出土品の整理

出土品の整理に当たっては、遺跡や遺構の埋土を完掘していない場合があるため、出土品が本来埋蔵されているものすべてではないということを確認した上で、より少ない情報から全体を判断する。

出土品の復元は、重要な遺跡の基礎資料として展示・公開する機会も多いため、適切な対象を選んで実施する。

(イ) 発掘調査成果の総合的な検討

発掘調査の目的に即して、当該年度の発掘調査成果が遺跡全体の中でどのように位置付けられるか等や、それまでの成果のまとめと今後の課題を整理する。

特に遺跡の性格や価値付けに関わる点に関し、重点的に検討を行う。また、同一の遺跡を継続して発掘調査する場合も多いことから、単年度の発掘調査のまとめに止まらず、成果の総合的な検討を行い、成果と今後の課題を整理した上で以後の発掘調査計画をあらためて策定する。

4 発掘調査報告書

(1) 基本方針

保存・活用のための発掘調査においても、報告書の刊行までを視野に入れた事前の計画の策定が重要である。刊行の時期は、「記録保存のための発掘調査」に準ずる。特に遺跡の整備に伴う発掘調査は、通常、整備内容を計画するための資料を得る目的で行われるものである。しかし、復元を含めた整備の根拠となる発掘調査の情報を十分に分析・検討した上でその成果をまとめ、公開する。このことから、整備事業は、報告書を刊行した後に実施することが原則である。

ただし、やむをえず発掘と整備事業を並行して実施する場合は、報告書刊行前であるこ

とを十分認識し、事業対象の一定区画ごとの発掘調査成果をまとめて、それに基づいて整備計画を立案するという基本的な進め方は、確保する。

報告書の刊行部数は300部以内を原則とし、報告書の活用の観点から必要と判断される数とする。特に重要な遺跡の報告書については、増刷の検討も行う。

(2) 報告書の内容

その遺跡を発掘調査することになった経緯と当該発掘調査の行政上、学術上の具体的な目的と意義、それに応じた発掘調査方法、そしてその結果得られた発掘調査成果、そこから導かれる遺跡の評価、重要性まで含めて記載する。

また、遺構をどの程度まで掘削したかの記載も必要である。「総括」では、過去の発掘調査成果と当該発掘調査により得られた成果による遺跡の総合的な評価を中心に記述する。その際、過去の発掘区の位置や規模及びそこで検出された主な遺構を併せて表示する等して、常に遺跡全体を俯瞰して成果をまとめることが重要である。

また、同一の遺跡を継続して発掘調査する場合は、必要に応じて過去の発掘調査での出土品を掲載したり、成果の再検討を行ったりすることも必要である。継続的な発掘調査の場合、年次ごとの概報は必須のものであり、報告書は一定期間内のうちで発掘調査成果がある程度まとまった段階で刊行する必要がある。

第4章 発掘調査の安全に関する基準

1 安全管理の基本的事項

(1) 安全管理と関連法令

埋蔵文化財の発掘調査では、その種類にかかわらず適切に安全管理を行う必要がある。労働安全衛生法（労働安全衛生法施行令・同規則含む）は、労働災害を防止し、快適な職場環境の形成を促進することを目的とするが、発掘調査における安全管理上も踏まえなければならないものである。また、発掘調査の立地条件や環境等によっては、労働安全衛生法以外の法規等の規制を受けることもあり、それらも含めて遵守して、事故のないように配慮して発掘調査を行う。なお、安全管理に関しては、『発掘調査のてびき－集落遺跡発掘編－』（文化庁文化財部記念物課）の62～69頁に記載されている「第3節 発掘作業の運営と安全管理」に準拠している。

(2) 安全管理体制

発掘調査を安全に行うためには、安全管理体制の構築が必要である。労働安全衛生法に基づく人員の配置を行い、安全教育の実施や発掘調査における安全管理ができる体制を整備しなければならない。発掘調査の内容により、資格や講習の修了を必要とする場合もあることから、発掘調査を実施する組織は、単に埋蔵文化財の専門職員を配置するだけでなく資格等についても十分に配慮する必要がある。

発掘調査に係る資格には、次のようなものがあるが、それ以外にも内容に応じて作業主任者等の選任や配置が必要な作業では、有資格者を配置する必要がある。

(ア) 地山の掘削及び土留め支保工作業主任者

掘削の深さが2 m以上となる場合

(イ) ずい道等の掘削作業主任者

窯、横穴墓、横穴式石室等で、天井を残したまま作業を行う場合

(ウ) 玉掛け技能講習（特別教育）受講者

天井石等の石室石材のような重量物の吊り上げ作業を行う場合

(3) 安全・衛生教育

発掘調査を安全に行うために、発掘調査組織は発掘調査担当者や作業員等の調査に関わる人員に対して、安全・衛生についての教育を行わなければならない。教育の実施者及び対象、内容等は発掘調査組織の体制によって異なる。

発掘調査組織は、どのような安全・衛生についての教育を行うか、事前にルールを定め

ておくとよい。

2 発掘作業における安全・衛生管理

(1) 作業環境

安全に発掘作業を行うために、対象地の地形や土質等の確認、埋設物や架空線、有害物質の有無等を把握する。また、第三者の立ち入り等を制限するために仮囲い等を必要に応じて設置する。

(2) 掘削

労働安全衛生規則では、掘削深度や勾配に関して定めがある。崩落による危険を防ぐためにも同規則に基づいて掘削を行う。また、規則の範囲内での掘削であっても湧水等により壁面が崩落する危険があるので、常に状態を確認する必要がある。

(3) 気象等条件

発掘調査では、天候等により作業の実施に危険が予想されるときは、作業を中止する。また、災害時の避難場所や経路等もあらかじめ指定する必要がある。

(4) 健康管理

夏季のように気温や湿度が高い日に作業する場合は、熱中症対策に有効な機材をあらかじめ準備するほか、適時休憩をとるようにする。さらに、熱中症警戒アラートが発表された際は、作業の中止も検討する。

また、降雨や降雪、大気汚染等にも留意し、発掘調査に係る人員の健康を害さないように務める。

3 発掘調査事務所等

(1) 環境と管理

発掘調査事務所においては、火災や盗難の防止対策を徹底する。また、盗難防止は、事務所だけでなく、現場においても必要である。

発掘調査事務所は、発掘調査担当者や作業員等の休憩にも使われるものであり、必要に応じて空調等の設備を設置する。

(2) トイレ

トイレは発掘調査では必要なものである。試掘・確認調査等の短期の発掘調査であっても代替手段も含めて検討する。そして、トイレの衛生管理は怠らないようにする。

(3) 救急用具

救急用具や薬品等を備えるようにし、使用方法や設置場所を周知する。

4 緊急時の対処・連絡体制

(1) 緊急連絡網・体制

緊急事態に備え、連絡網を整備しておく。本発掘調査の場合は、消防署や警察署、救急病院なども含めた連絡先を発掘調査事務所に明示する。労働安全衛生規則の改正等を踏まえ、熱中症を生ずる恐れのある作業をする際は、万が一の時の連絡先や担当者を定める必要があるが、それ以外の緊急時にも対応できるようにする。

(2) 応急措置

けが人や急病人が出た場合は、医師の治療を受けるまでの間に応急措置を施せるように、マニュアルの整備や訓練等を行うようにする。

(3) 点検

安全・衛生に関する定期的・日常的な点検を行うようにする。あらかじめ、点検表を整備することが望ましい。

附 則

この基準は、平成19年12月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

記録保存のための発掘調査に関する基準

2 発掘作業

(2) 発掘作業の工程とその内容 (基準p. 5)

(ア) 発掘前段階の作業

①現地踏査・掘削前地形測量

作業方針と留意事項
<p>○予備調査として現地踏査を行い、遺構の概略、残存状況やおよその年代を把握する。</p> <p>○地下に埋没する遺構・遺物の状況を地表から把握できる物理探査も土壌により有効である。</p> <p>○周辺の地形を示す地形図として、都市計画図 (1/2,500) や、工事図面 (1/500~1/10,000) 等、活用できるものもある。その場合は、地下遺構を反映した地形の微妙な起伏や、土地の区画等の必要な情報の有無を確認し、必要に応じて適宜補足測量する。</p> <p>○古墳の墳丘や城館の土塁や堀等、地表面が遺構の形状を反映していると考えられる場合は、地形図の作成が必須である。場合によっては、発掘調査地を含めた周辺の地形の状況がわかる範囲について作成する。</p> <p>○等高線は、遺跡の地形の特徴を客観的に示すことができる程度の精度で記録する。</p> <p>○樹木の伐採でチェーンソーを使用する際は、チェーンソー特別教育の受講者を配置し、除草で刈払機を使用する際は、刈払機取扱作業安全衛生教育の受講者を配置する。</p>
主な成果品
<p>○遺跡位置図 (1/10,000~25,000地形図・都市計画図等に位置を表示)</p> <p>○物理探査成果等 (成果簿、図面 (委託調査等))</p> <p>○表土掘削前測量図・地形図 (1/200~1/500、等高線は0.5~1m、工事図面等で代用可)</p> <p>○表土掘削前遺跡全景写真 (必要に応じて空中写真)</p>

②測量基準点の設置

作業方針と留意事項
<p>○将来にわたって、発掘区の位置を示すために、以下の方策を執ることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘区の正確な位置を記録するために、基準となる座標系に基づいた実測図を作成する。そのため、実測基準点を設置するための測量原点を確保する。 ・測量基準点は、3級基準点や3級水準点以上の精度を確保するのが望ましい。 ・測量業者や事業者に依頼して打設する場合もあるが、行政機関が設置している各種の基準点で要件を備えたものを測量原点として活用することもできる。 ・実測基準点は発掘作業の全期間を通じて設置し、グリッドの設定や遺構の実測等に使用するもので、正確なものを発掘区近辺に設置する。 ・基準となる座標系は、平成15年4月から測量原点を世界測地系座標で表示する。

主な成果品
○基準点・水準点測量成果（3級以上）

③発掘区・グリッドの設定

作業方針と留意事項
○グリッドを設定する場合は基準となる平面直角座標系に沿って設定することを基本とする。 ○グリッドの大きさは2m～10mが一般的な単位である。遺跡の状況にもよるが、同一地域では同じ基準に基づくのが望ましい。必要に応じて発掘区内には、グリッド杭を打設する。
主な成果品
○発掘調査区配置図（1/200～1/500） ○地区割図（1/200～1/500）

（イ）表土等及び遺物包含層の掘削

①表土等の掘削

作業方針と留意事項
○試掘・確認調査等の成果を参考にして、適宜サブトレンチを設定する等して遺跡の基本層序を確認し、遺物包含層が存在する場合は、その上面を面的に的確に捉える。遺物包含層の厚さや範囲等の所在状況を正しく把握してから作業にかかり、遺物包含層を誤って重機で掘削してしまったり、重機掘削すべき表土等を厚く残して後の作業効率が落ちたりしないようにする。 ○原則として、第1遺構面の遺物包含層上面近くまでは重機による掘削とし、その後、人力による掘削、精査を行って、遺物包含層上面を検出する。窯等、表土層に大量の出土品を含む場合には、それが遺構を強く反映するものであるため、人力による掘削を行って遺物を取り上げる。 ○火山噴出物層や洪水層直下の旧地表面は重要な情報を含む可能性が高いため、旧地表面を傷つけることのないよう慎重に行う必要がある。 ○表土からの遺物は遺構との関係が不明確であり、詳細な位置の記録等は必要でない。 ○遺構面が重複し、その間に無遺物層をはさむ場合、無遺物層は表土等と同じ取扱いをする。 ○必要に応じて、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者を配置する。
主な成果品
○発掘調査区基本土層図（1/20） ○発掘調査区基本土層写真 ○状況写真（複数方向）

②遺物包含層の掘削

作業方針と留意事項
○遺物包含層の掘削においては、遺構との関係の強弱に応じた方法を選択し、包含される遺物の取扱い方に差をもたせる等の工夫が必要である。

- 発掘区の基本層序を認識するため、発掘区内に適宜土層観察用ベルトを設定する。その後、発掘区壁面や土層観察用ベルト沿いにサブトレンチを掘削し、層序の確認を行う。一次的包含層か二次的包含層かを、遺物の時期、形状や土質等に注意して見極める。
- 遺物の取上げ方法と出土位置の記録方法は、掘削方法の選択と密接に関連しており、グリッドごとの層位単位で取り上げる方法や、出土状況の実測を行う方法がある。
- 遺物をグリッドごとの層位単位で取り上げる方法は、二次的包含層掘削に用いられる。掘削には、スコップ・ジョレン等の用具を使用する。
- 遺物を小単位のグリッドで、層位単位に取り上げる方法は、遺物包含層か遺構埋土かを判断しがたい場合や遺物が多量に出土する場合、一次的包含層掘削時に用いられる。
- 掘削には、スコップ・ジョレン又は移植ゴテ等の用具を使用する。本来の位置に近いと考えられ、出土状況に重要な情報が認められる場合は、小単位のグリッドによる取上げや、ドットマップの作成、あるいは出土状況の実測を行うこともある。
- 出土地点の位置と標高を層位図にそのまま投影しても、層位は必ずしもそのまま対応するものではないため、位置を記録する場合でもあわせて層位を記録する。
- 一次的包含層と認識しているものの中に、掘り込まれた遺構の最上部や当時の生活面である旧地表面が含まれていることもある。下層の遺構との関連が想定される遺物集中区は、遺構に準じて取り扱う等、状況に応じた対応を行う。
- ドットマップ作成に関しては、単なる位置記録のみではなく、遺跡を理解するためにそのデータをどのように利用できるかの意義付けを認識しながら行う必要がある。
- 写真は、重要度に応じた記録方法を採用する。

主な成果品

- 遺物出土位置記録(遺物台帳等)・出土状況図(土器溜まり等)(1/10～1/20)
- 遺物出土状況写真(複数方向)

(ウ) 遺構調査

①遺構検出

作業方針と留意事項

- 遺跡を構成する主たる要素である遺構の所在を明らかにするために行う、基礎的かつ重要な工程である。この工程の成否が、発掘調査の成果に密接に関わるもので、技術と経験が求められる。遺構の存在そのものを見落とさないようにしながら、慎重に実施することが肝要である。
- 遺構面を的確に把握した後、ジョレン・移植ゴテ等の用具で遺構面を削る等して精査する。
- 土壌の色調・質・硬さ・混入物等を慎重に見極めながら、遺構の所在を把握し、その規模・平面形態等を明らかにする。さらに、埋土の状況や遺構の配置状況、それに伴う遺物等にも注意をはらい、遺構の性格や時期を推定する。
- 火山噴出物や洪水層直下の旧地表面は重要な情報を含む可能性が高いため、通常の遺構面以上に慎重に扱う必要がある。
- 重複関係が認められる場合、土の性質の差により可能な限り平面で新旧関係を確認する。竪穴

<p>建物では改築を行っていることがあるのでその痕跡を見落とさないよう注意を要する。</p> <p>○遺構を検出した後は、遺構配置略図を作成した上で、遺構の規模や発掘区内での配置あるいは相互の関係等を明確にして作業を進める。検出した遺構には適宜遺構番号を付け、遺構配置略図にも番号を記入する。</p>
<p>主な成果品</p>
<p>○遺構検出状況平面図(1/20～1/100)・遺構配置略図(1/100程度)</p> <p>○遺構検出状況写真(複数方向)</p>

②遺構掘削

<p>作業方針と留意事項</p>
<p>○発掘作業において、「遺構調査」の工程は遺構の詳細な状況や年代等を明らかにするための最も重要な工程であり、全工程の中でも十分な時間を充て慎重に作業する必要がある。遺構内の遺物は最も有意な情報をもつため、出土状況に留意しつつ慎重に掘り下げる。</p> <p>○遺構の掘削は、漫然と上層から遺物を検出しながら掘り下げるのではなく、解明すべき点を意識しながら、一定の見通しをもって適切な方法により行わなければならない。</p> <p>○遺構上面の平面的な観察を入念に行うほか、適宜トレンチを設定する等して断面から、そのあり方を把握することも有効である。</p> <p>○土層観察用ベルトを設け、さらにサブトレンチを設定する等して、埋土の堆積状況や遺物の包含状況を的確に見極めながら、基本層位を確認する。基本層位は、各土層が自然堆積か人為的埋め土かを見極める。それにより、具体的な掘削方法と遺物の取扱い方法、さらにその手順についての見通しが得られる。</p> <p>○重複関係がある場合は相互の関係がわかる形で土層観察用ベルトを設定し、新しい方の遺構から掘削して出土品を分別する。</p> <p>○掘削は、遺物の記録及び取上げと並行して行うこともあり、それと密接に関連する埋土の基本層位と遺物の包含状況等については、あらかじめある程度把握しておく必要がある。</p> <p>○掘削は、把握された埋土の基本層位ごとに、遺物の出土状況に留意しつつ、小型用具により慎重に行わなければならない。</p> <p>○遺物はすぐに取り上げず、遺構内の小地区ごとに層位単位の一括とする、遺物を埋土とともに柱状に残す等、出土状況によって資料的価値を正しく判断し、その価値に応じてドットマップの作成等記録方法を選択する必要がある。</p> <p>○遺物は、遺構の構築から廃絶まで、及び遺構の構築以前や廃絶後のどの段階のものかを的確に判断し、出土状況に特別な意味が認められない限り、基本層位と遺構内の小地区ごとの一括で取り上げることを基本とする。</p> <p>○玉類・種子類等の微細な遺物等が予想される場合においては、遺構内の小地区ごとの埋土を取り上げて、その洗浄を行って遺物等を採取することもある。</p>
<p>主な成果品</p>
<p>○各種平面・断面図 (1/10～1/20)</p>

- 遺物出土位置記録（遺物台帳等）（1/10～1/20）
- 遺物出土状況平面・断面図（1/20）
- 遺物出土状況写真（複数方向）

③遺構の記録

作業方針と留意事項

- 記録保存のための発掘調査において、遺構完掘時の記録は重要な成果品であり、かつ基本資料であるため、必要な情報が十分表現された正確な記録を実測図・写真等で作成する。
- 実測は、必要な情報を取捨選択して図面に的確に表現するという技術が必要なため、十分な技術を持った者が行わなければならない。そして最終的には遺構の状況を熟知した発掘調査担当者が点検を行う必要がある。実測の方法には遣り方を組んでの人手による測量、平板測量、トータルステーション等を用いたデジタルデータ化、空撮図化等の方法があり、正確さを保証でき、迅速化を確保できる適切な方法を採用する。
- 平板測量は、小範囲の実測には有効で、状況に応じて活用する。空撮図化は、校正を発掘調査担当者が確実に行う必要があり、図化に十分反映しきれない遺構の細部は人手による測量をする。
- 遺構調査の過程及びその完掘後に実測と写真撮影を行い、客観的かつ正確な記録として図面（実測図）と写真を残す。図面は、寸法を正確に示すことができ、対象を選択して必要なものだけを表現することができる。写真は、寸法を正確に表現できないが、画面内のものはすべて記録され、記録者の主観が入り込むことが少ないという特徴がある。
- 三次元測量は、短時間に高密度の三次元情報を取得できる。ただし、三次元情報は二次元情報と比較するとデータ量が多いため、その保存や活用が十分にできるようにする必要がある。
- 実測には各種の方式があるが、それぞれの特性や利点、欠点を十分認識し、遺構の特徴を的確に表現できる方法を採用する必要がある。
- 写真は、遺跡や出土品の最も克明な記録を保存する手段の一つである。多量の情報を正確、簡便に記録できるという利点があるが、使用する器材、フィルムの差により、成果品の品質に著しい差が生じる。そのため重要なものについては、文化財についての精緻な情報を記録し保存できるよう、その時点で採用しうる最善の方法で優れた記録を残すことが肝要である。大型もしくは中型のカメラを使用し、記録できる情報量はカラー写真が優れているが、フィルムカメラの場合は、保存性を考慮して銀塩の白黒写真での撮影することが望ましい。なお、現像に当たっては不適切な処理を行うと保存性が低下するため、適正な処理を行う。また、写真に関するデジタル技術は急速に進歩しており、用途によっては効果的に使用することも考えられる。デジタルカメラの使用については、「埋蔵文化財保護行政におけるデジタル技術の導入について 1（報告）」（平成29年3月31日文化庁埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）を参考とする。

主な成果品

- 実測図（1/10～1/20）

○空撮図化図面 (1/20~1/100)

○写真

竪穴建物

作業方針と留意事項

- 火山噴出物等に覆われた竪穴建物については、火山噴出物等層中の情報にも十分注意する。
- 土層観察用ベルトは原則4分割とし、サブトレンチを設定する等して、埋土の堆積状況や遺物の包含状況から貼床や埋立て等の人為的埋土か、自然堆積かを的確に見極めながら、基本層位を確認する。重複関係がある場合は相互の関係がわかる形で土層観察用ベルトを設定し、新しい方の遺構から掘削して出土品を分別する。
- 竪穴建物の埋没過程が復元できるように留意しつつ、土層観察用ベルトの壁面を観察、分層し、サブトレンチで確認した基本層位について、埋土の掘り下げにより得られた情報を含めてあらためて詳細に観察し、検討する。
- その後、土層観察用ベルトの実測、写真撮影を行う。土層断面図には堆積状況の所見も記入し、土層断面図の層位と出土品を取り上げた層位の対応関係の記録も必要である。
- 竪穴建物では、床面直上層と上層の自然堆積層等を識別することが重要である。
- 竪穴建物床面に据えられたことが確認できる土器や、カマドに使用された土器等、意識的に置かれた遺物や、遺構を構成する遺物については遺構との関連が分かるように出土状況の実測を行って取上げ、竪穴建物との関連が強いと考えられる床面直上のもの等は出土状況の実測又はドットマップの作成を行う。ドットマップの作成を行う場合においても遺物が属する層位は重要であり、その記録は必須である。
- 柱穴・カマド・炉・貯蔵穴・貼床・周溝等の付属施設を精査、検出し、竪穴建物の構造を明らかにする。竪穴建物の形態、構造には時代差・地方差・個体差があるので、適切な発掘調査方法を採ることが必要である。貼床をもつ場合は床面下の発掘調査まで行う。竪穴建物掘方についても注意する。
- 床面を精査し、硬化面・柱穴等の施設を確認する。
- 柱穴等は、覆土を2分割して発掘調査することを基本とする。出土品は他の出土品と分別する。
- 炉は、2分割することを基本とする。規模等に応じて4分割も可。
- カマドは、煙道部から焚口部の中心部を結んで分割し、燃烧部・天井部等の遺存状況を確認する。残存状態が良好な時は「キ」の字に、不良な時は「十」字に分割することを基本とする。
- 埋甕は、覆土を2分割することを基本とする。
- 貼床（敷石）等は、覆土の土層観察用ベルトを再設定し、分割することを基本とする。

主な成果品

- 遺構検出状況平面図 (1/20) ・写真 (複数方向)
- 土層断面図 (1/20) ・写真
- 遺物出土位置記録 (遺物台帳等)

- 遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)
- 床面検出状況写真 (複数方向)
- 柱穴掘り方、柱痕跡平面図・土層断面図 (1/10～1/20) ・柱穴土層断面写真
- 炉・カマド平面図、土層断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)
- 竪穴建物平面図・断面図・エレベーション (1/20) ・完掘写真 (複数方向)
- 掘り方平面・断面図・土層断面図 (1/20) ・写真 (複数方向)

掘立柱の遺構

作業方針と留意事項

- 柱間を計測し、規模や配置、埋土の質の相違に留意しつつ柱穴の組合せを検討する。
- 掘立柱の遺構としては、建物や塀等があり、建物の場合は廂や床束の確認までが必要である。
- 一定の正確さを保った遺構配置略図を参考にしながら、現場で確認する作業は必須である。検出に当たっては、遺構配置略図をもとに遺構想定案を検討し、それに基づいて柱穴が未検出である部分を集中して探索すると効果的である。
- 検出した建物や塀同士で、複数箇所重複関係がある場合は、いずれの箇所においても矛盾がないかを確認する。重複関係は平面での確認を基本とするが、断割りを併用する場合もある。遺構検出時にすぐに掘削してしまうと再検討が困難となるため、注意が必要である。
- 柱痕跡や柱抜取穴を確認し、それらは柱掘方と峻別して掘削する。掘立柱の遺構は近世までみられる。しかし、柱穴の規模や柱間寸法等は時代・時期によって多様である。
- 遺物は、柱掘方と柱痕、柱抜取穴ごとに分けて、それぞれの一括で取り上げることを原則とする。柱掘方は建設時、柱抜取穴は解体時に掘った穴で、埋土内の遺物はそれぞれ建設時期と廃絶時期を示すことが多い。意図的に埋納した地鎮に関わる遺物、礎盤に使用したもの等、重要な意味があるものは遺構との関係がわかるように出土状況の実測・写真撮影を行う。
- 柱穴の断割りで確認すべき項目は、平面で柱痕や柱抜取穴が不明確であった場合における断面観察による確定、重複関係の再確認及び柱穴の埋土や深さ、底の状況の確認である。
- 必要なデータをとった後には柱穴を完掘し、遺物を採取することが原則である。

主な成果品

- 柱穴掘り方、柱痕跡平面図・土層断面図 (1/10～1/20) ・土層断面写真
- 掘立柱建物跡平面図・断面図・エレベーション (1/20) ・完掘写真 (複数方向)
- 遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)

土坑

作業方針と留意事項

- 土坑には、墓坑・埋納土坑・廃棄土坑・貯蔵穴・陥穴・粘土採掘坑、特殊なものには便所遺構・土器焼成坑等の種類があるが、性格が不明なものも多い。そのため、形態や埋土の特徴等から性格を正しく判断し、それに応じた発掘調査方法を採らなければならない。
- 適宜土層観察用ベルトを残すか半截し、埋土の各層位が人為的に埋めたものか自然堆積かを見

<p>極めた上で、主に移植ゴテ等の用具で層位に注意しながら掘り下げる。人為的に埋めた土坑の場合は、細心の注意をはらって遺物の出土状況を確認する。</p> <p>○墓坑・埋納土坑・便所遺構・土器焼成坑等は特に注意して発掘調査を行い、必要な場合は自然科学分析用のサンプリングを実施する。</p> <p>○土坑内の出土品は、一括性が高い場合が多く、有意な情報をもつが、その性格によってもつ意味が異なる。遺物は、土坑内の小地区ごとに層位単位の一括で取り上げることを原則とする。墓坑や埋納土坑等、意図的に置いたものは出土状況の実測・写真撮影を行う。</p>
<p>主な成果品</p>
<p>○土層断面図 (1/20) ・写真</p> <p>○平面図・断面図・エレベーション (1/20) ・完掘写真 (複数方向)</p> <p>○遺物出土位置記録 (遺物台帳等)</p> <p>○遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)</p>

溝

<p>作業方針と留意事項</p>
<p>○適当な間隔で土層観察用ベルトを設け、必要に応じてサブトレンチを設定し、基本層位を確認する。遺物の量や溝の規模に応じて、スコップ・ジョレン、移植ゴテ等の用具を選択して層位単位で慎重に掘り下げる。</p> <p>○一般に溝と呼んでいる遺構には、人工的に開削したものと自然流路がある。前者は敷地の区画や地割溝、用排水路等の性格をもち、関連する遺構の存続期間を示す場合も多い。植物遺存体など有機質遺物を含む多量の出土品が期待される点でも重要である。</p> <p>○自然流路の場合は、土層観察用ベルトを設け、サブトレンチを設定して層位や遺物の包含状況を確認し、どの範囲まで発掘調査対象とするかを決定する。</p> <p>○溝の存続期間は、規模にもよるが比較的長いものが多く、段階的に埋没していくため、出土品の一括性は比較的乏しい。また、改修及び溝さらえを行っていることも多いので、地点ごとに層位を正確に認識し、溝の変遷を表す層位の単位の把握が重要である。また、水の流れの有無の確認のためには、溝の長軸に沿った土層観察も有効である。</p> <p>○溝の全長は比較的長いため、地点によって堆積状況に差があることも多く、注意が必要である。溝からの遺物は、地区、層位単位に一括で取り上げることを可能とするが、必要に応じて位置を記録する。</p> <p>○植物遺存体などの脆弱遺物の取上げには慎重を要する。また、有効な場合適宜土壌サンプルを採取して必要な自然科学分析を行う。</p> <p>○実測図作成に際しては、溝の改修、岸の崩壊等、溝の変遷が表現できるように留意する。</p>
<p>主な成果品</p>
<p>○土層断面図 (1/20) ・写真</p> <p>○平面図・断面図・エレベーション (1/20～1/40) ・完掘写真 (複数方向)</p> <p>○遺物出土位置記録 (遺物台帳等)</p>

○遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)

井戸

作業方針と留意事項

- 平面で精査して、規模や形状から井戸かどうかを判断し、掘方、井戸枠内埋土、井戸枠採取穴を確認する。また井戸に小屋掛け等の施設を設けた可能性もあり、周辺の精査も重要である。
- 平面で確認した輪郭に基づき、土層観察用ベルトを設定するか半截して層位を確認しながら、スコップ・ジョレン、移植ゴテ等の用具を選択して、掘方・井戸枠内・井戸枠採取穴の層位ごとに慎重に掘り下げる。井戸さらえを行っていることも多いので、層位の判定時には、そのことを十分認識する必要がある。また、掘削時や廃棄時に祭祀を行っている例もあり、遺物や堆積状況から慎重に見極める。遺物は、掘方・井戸枠内・井戸枠採取穴ごとで、それぞれの層位単位に一括で取り上げることが基本とするが、出土状況に応じて実測し位置を記録する。
- 井戸は、水を得るための施設であり、遺跡を残した集団の生活に関わる重要な遺構である。植物遺存体などを含む多量の遺物等が出土することが多い。井戸には、素掘りのもの、井戸枠を残すもの、井戸枠が抜き取られているものがある。掘方、井戸枠内及び井戸枠採取穴を、埋土の状況から平面・断面で峻別することが重要である。
- 井戸枠内のみならず、掘方の平面、断面の精査まで確実に行って井戸の構築法を明らかにし、全体状況の入った断面図を作成する。土層断面図等に地山土層を追記し、湧水層と井戸使用時の貯水高の把握に努める。
- 井戸は深いものが多く、湧水もあるため、壁が崩壊する危険性が非常に高い。また、酸素欠乏の危険もあるため、作業の安全管理には十分に注意する。必要により、酸素欠乏危険作業主任者を配置するなど、調査方法や委託を検討する。

主な成果品

- 遺構検出状況平面図 (1/20)
- 土層断面図 (1/20) ・写真
- 平面図・断面図・エレベーション (1/20) ・完掘写真 (複数方向)
- 遺物出土位置記録 (遺物台帳等)
- 遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)

古墳

作業方針と留意事項

- 古墳の墳丘や周溝等、地表面が遺構の形状を反映していると考えられる場合は、地形図の作成が必須である。場合によっては、発掘調査地を含めた周辺の地形の状況がわかる範囲について作成する。等高線は、遺跡の地形の特徴を客観的に示すことができる程度の精度で記録する。
- 墳丘・周溝
現況平面測量後、長軸方向と直交する「十字」の土層観察用ベルトを設定し、4分割することを基本とする。墳形・規模等に応じて増減も可。遺物は、区画・層位等による一括取り上げを基

<p>本とする。墳丘の版築や段築、葺石・埴輪列等の外表施設、周溝底の施設、陸橋・周堤等の有無を確認する。</p> <p>○竪穴状主体部 長軸方向と直交する「十字」の土層観察用ベルトを設定し、4分割することを基本とする。木棺・石棺の規模・構造、棺の被覆構造等を確認する。微小遺物・脆弱遺物の取扱いに注意する。</p> <p>○横穴式石室 長軸方向と直交する「十字」の土層観察用ベルトを設定し、4分割することを基本とする。追葬の有無・石室の構築方法等を確認する。微小遺物・脆弱遺物の取扱いに注意する。</p> <p>○必要により、石室石材等の重量物の吊り上げ作業を行う場合は、玉掛け技能講習（特別教育）受講者を配置し、天井部を残した状態で石室の掘削作業を行う場合は、ずい道等の掘削作業主任者を配置する。</p>
<p>主な成果品</p> <p>○事前準備及び遺構周辺掘削前の記録作成（1/100～1/200、等高線は0.2～0.25m）</p> <p>○遺物出土位置記録（遺物台帳等）・出土状況平面・断面図（1/10～1/20）・出土状況写真（複数方向）</p> <p>○土層断面図（1/10～1/20）・写真</p> <p>○各施設検出状況写真・完掘写真（複数方向）</p> <p>○遺構平面図（付属施設を含む）（1/10～1/20）</p> <p>○奥壁・側面・玄門・開口部・閉塞部等立面図（1/20）・写真</p> <p>○前庭・開口部・玄門・玄室・奥壁・天井・閉塞部等長軸断面図（1/20）・写真</p> <p>○前庭・開口部・玄門・玄室・閉塞部等短軸断面図（1/20）・写真</p>

窯・製鉄炉

<p>作業方針と留意事項</p> <p>○窯体前庭部、排滓坑（箱形炉）・前庭部（竪形炉） 排煙口から焚口・前庭部の中心を通る土層観察用ベルトと直交するベルトを窯体内、前庭部に設定し分割することを基本とする。規模等に応じて増減も可。深さなどにより分層・分別し、遺物は区画等で一括して取り上げることを基本とする。</p> <p>○窯体内、炉体内 排煙口から焚口・前庭部の中心を通る土層観察用ベルトと直交するベルトを窯体内、前庭部に設定し分割することを基本とする。必要により、ずい道等の掘削作業主任者を配置する。</p> <p>○灰原、排滓場 中央を通る「十字」の土層観察用ベルトを設定し、4分割することを基本とする。</p>
<p>主な成果品</p> <p>○遺構検出状況平面図（1/20）</p> <p>○土層断面図（1/20）・写真</p>

- 平面図・断面図・エレベーション (1/20) ・完掘写真 (複数方向)
- 遺物出土位置記録 (遺物台帳等)
- 遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)
- 必要に応じて微細図 (1/10)

水田・畑 (畠)

作業方針と留意事項

- 火山噴出物・洪水層等の直下は、旧地表面を表すことから重要な情報を含んでいる。慎重に扱う必要がある。
- 水田・畑 (畠) の遺構は重層の場合もあり、下層の遺構にも注意を払う。
- 水田
規模形状・形態等に応じ、複数本のトレンチにより基盤層まで掘削し、耕作面・区画の広がり等の確認後、規模等に応じて土層観察用ベルトを数本設定し分割することを基本とする。水路・堰・水口・堰の附属施設や、杭・矢板・足痕、耕作痕、根株痕等の配列に注意する。畦畔・鋤床等に留意する。
- 畑 (畠)
区画の広がりを確認し、規模等に応じて土層観察用ベルトを数本設定し分割することを基本とする。畝及び畝合いの幅・深さに留意する。

主な成果品

- 遺構検出状況図 (1/20～1/100) ・写真
- 土層断面図 (1/10～1/20) ・土層断面写真
- 付属施設平面図・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)
- 区画全体平面図・断面図・エレベーション (1/20～1/40) ・完掘写真 (複数方向)

方形周溝墓・周溝を持つ建物

作業方針と留意事項

- 周溝・方台部。平面形態や規模に応じ、全体を通し「十字」に土層観察用ベルトを設定し、4分割することを基本とする。
- 各周溝は、全体のベルトに合わせて「十字」の土層観察用ベルトを設定し、4分割することを基本とする。
- 周溝内施設・墳丘・周溝の掘り方の有無等に留意する。
- 主体部。中心を通る「十字」の土層観察用ベルトを設定し、4分割することを基本とする。規模等により増減も可。埋葬施設の構造に留意し、微小遺物・脆弱遺物の取扱いに注意する。
- 周溝内側に竪穴建物跡の可能性も考慮して、炉・柱穴等に留意する。

主な成果品

- 遺構検出状況図 (1/20～1/100) ・写真
- 土層断面図 (1/10～1/20) ・土層断面写真

- 周溝内施設平面図・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)
- 区画全体平面図・断面図 (1/20～1/40) ・完掘写真 (複数方向)
- 遺物出土位置記録 (遺物台帳等)
- 遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)

道路遺構

作業方針と留意事項

- 道路面。硬化面・礫敷面等を確認する。
- 平面形態や規模等に応じて土層観察用ベルトを複数本設定し分割する。
- 遺物は、区画・層位等による一括取り上げを基本とする。
- 道路面の重複・方向の変化に留意する。
- 側溝。平面形態や規模等に応じて土層観察用ベルトを複数本設定し分割する。形態に留意する。
- 掘方。道路面の土層観察用ベルトを再設定し、分割することを基本とする。

主な成果品

- 土層断面図 (1/20) ・写真
- 平面図・断面図・エレベーション (1/20～1/40) ・完掘写真 (複数方向)
- 遺物出土位置記録 (遺物台帳等)
- 遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)

城館

作業方針と留意事項

- 城館の堀割・土塁・曲輪 (郭) 等の諸施設の配置 (縄張り) が地表面に遺構の形状を反映していると考えられる場合は、地形図の作成が必須である。場合によっては、発掘調査地を含めた周辺の地形の状況がわかる範囲について作成する。等高線で各施設が十分に表現できない場合は、専門的知識を有する者が加筆し、各施設の形状を記録する。また、平場等地形を人為的に改変した部分にも留意する。
- 曲輪 (郭)。現況平面図をもとに、土層観察用ベルトを数本設定する。
地業層・面 (整地層・面) に留意し、遺構構築面、改築に注意する。各施設は有機的に関連し配置されているので、付設されている各施設を通るセクション図、エレベーション図を作成する。
- 堀・土塁、土橋。現況平面図をもとに、規模・構造等が確認できるよう、トレンチ等による確認調査を行った後、全体を掘削することを基本とする。
- 建物等。建物・井戸等の遺構は、前掲各項に準拠する。
- 地形を人為的に改変した平場等に留意する。
- 完掘。各遺構の発掘調査終了後、各施設の形状・位置関係等、全体的記録を作成する。
- 大規模な改築が行われている場合は、各施設の時期的変遷・相関関係が分かるよう全体図を作

成する。
主な成果品
<ul style="list-style-type: none"> ○事前準備及び遺構周辺掘削前の記録作成 (1/200～1/500、等高線は0.2～1m) ○現状・縄張り全体が概観できる写真や城館の立地等が概観できる写真 ○土層断面図 (1/20) ・写真 ○平面図・断面図・エレベーション (1/20～1/40) ・完掘写真 (複数方向) ○遺構全体図 ○完掘写真及び発掘調査地点と城館全体・建物位置関係が概観できる写真 ○遺物出土位置記録 (遺物台帳等) ○遺物出土状況平面・断面図 (1/10～1/20) ・写真 (複数方向)

発掘調査区全体図作成・全体写真撮影

作業方針と留意事項
○調査区全体図作成・全体写真撮影
主な成果品
<ul style="list-style-type: none"> ○発掘調査区全体図・地形図:1/100～1/200、等高線は0.2～1m ○遺構配置図: 1/100～1/200 ○発掘調査区全体写真 (空中写真)

(エ) 自然科学分析

作業方針と留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ○遺跡の内容やあり方からみて、有効な分析対象を適切に選択する必要がある。サンプリングは、分析担当者によく問題点を整理し、包含層や遺構埋土等、発掘作業の全期間にわたり適切な対象について行う。将来の分析資料とする意味で、多数のサンプルを採取することもある。 ○分析の実施に当たっては、遺跡の理解に必要で、有効性が確認されている方法による分析を、採取したサンプルの中から選択して行う。 ○プラントオパールや火山噴出物等の分析の場合は、分析結果を発掘作業に生かすことを心がける。
主な成果品
<ul style="list-style-type: none"> ○サンプル採取位置図、写真 ○分析成果品

(オ) 日常管理

作業方針と留意事項
○日誌類は発掘調査全般を通した唯一の記録であり、行政的な記録を兼ねるものであるため、後に作業の経過がたどれるように留意する。調査日誌には、作業経過、成果、課題、特記すべき遺構、出土品等の項目を記入する。文章のみでなく、略図や写真も併用すると効果的である。

- | |
|---|
| <p>○発掘作業の中心となる発掘調査担当者は、常に全体の発掘調査を統括し、遺跡全体の状況を把握して日誌を作成する。細部については、各発掘区を担当する担当者と討議をして作成する。</p> <p>○作業全般にわたり、安全管理を十分に行う。</p> |
| 主な成果品 |
| <p>○調査日誌</p> <p>○写真</p> <p>○安全衛生点検表</p> |

3 整理等作業

(2) 整理等作業の工程とその内容[作業方針と留意事項] (基準p. 8)

(ア) 記録類と遺構の整理

①発掘調査記録の基礎整理

- 発掘作業によって作成された図面類・写真・日誌類等の記録類は基礎的な資料としてきわめて重要である。必要なデータが整っていないと資料としての価値が著しく失われることから発掘調査記録を整理し、内容の確認を十分に行い、整理等作業に活用できるように内容を十分確認・点検して台帳等を作成し、適切に保管、管理する。アナログデータは必要に応じてデジタルデータ化する。
- 作業は発掘作業についての情報・成果を正確に把握した上で行わなければならないことから、発掘作業を担当した者が行うことが望ましい。
- 現場での所見を明確に記憶しているうちに、図面類・写真・日誌類・その他メモ類等の発掘調査成果を直接示す資料について、必要な注記や所見、枚数や内容等を正確に確認する。
- 図面は、図面番号等を付加した上で整理等作業に確実に活用できるようにするとともに、分類して図面台帳を作成する等して保管する。

②遺構の整理・集約

- 前段階の工程で整理された各種の記録類をもとにして、遺構のおおまかな年代や分布の変遷等を明らかにするために、遺構ごとに、その種類、規模や形状、新旧関係等のデータ等各種の記録や情報を整理し、集約する。
- 発掘作業で作成した平面図・土層断面図・出土品出土状況図・遺構部分図、基本層序等の記録に発掘作業時の所見等から検討を加え、遺構の種類、規模や形状・数量、新旧関係等を確認し、遺構ごとに整理する。
- 遺構一覧表・台帳等を作成し、情報を管理する。
- 遺物台帳の作成。発掘調査で出土した出土品の位置、状況などを記録した台帳を作成する。

③遺構の検討

- 整理・集約された結果をもとに、遺構の種類・性格・時期、遺構群全体における位置付け等を検討し、報告書における各遺構や遺構出土品等、記載内容等の詳細、発掘調査成果を示すために必要な図面・写真の取扱い等の概略を決める。
- 遺構や遺構と出土品の関連について、遺跡の年代、遺構の種別や遺構群全体の中での位置付け等を検討する。
- 個別の遺構そのものの検討と遺構から出土した出土品についての取扱い方針を決める。

(イ) 出土品の整理

①洗淨・乾燥・注記（ただし、発掘作業中に行うこともできるものとする）

- 出土品を正確に観察できるように、付着している土壌等を洗淨して乾燥させ、出土品の出土地点等の必要な情報を直接書き込む作業である。注記は、乾燥後に出土品全体を観察し、後の作業上及び保管・管理上必要な事項を記載する。なお、洗淨にあたっては、赤色顔料等の塗布物や炭化物等の使用痕を除去しないように注意する。
- 出土品の全量をすみやかに洗淨することを原則とする。出土品の情報を発掘作業や整理等作業に活かすために、遺構出土のもの等遺跡を理解する上で重要な出土品を優先し、出土品の脆さや付着物の有無など、状況に応じて適切な器具を選択しながらできる限り汚れを落とす。特に漆や赤色顔料等の付着には十分注意する。また、金属製品や木製品など、素材によって取扱い方が異なることを考慮する必要がある。
- 出土品の劣化やカビの発生を防ぎ、接合作業等を確実にを行うために十分に乾燥させる。
- 接合や実測の作業を的確に効率よく進めるために、全体の概要を観察し出土品の資料的価値を見極めた上で、報告書に掲載すべき出土品を念頭に置きながら、以後の作業方針を決定し、それに基づき適切に選別する。
- 洗淨、乾燥が終わった出土品について、全体の状況を把握した後、以後の作業に供する出土品と、必要がない出土品とを選り分けて、遺跡名・遺構名・層位・取上げ番号等の必要な情報を注記する。場合によっては関係するものを一括してまとめる等、合理的に行う。注記は、手書きあるいは機器を使用して行う。
- 注記は小さく、目立たないところに記入するとともに、長期間経過しても消えないような処置を行う。
- 小型品・木製品・金属製品等、出土品によっては直接注記することが適当でないものがあり、その場合には別の表示方法をとる。

②接合

- 出土品の器種・器形・時期等をより正確に判断するために、出土品の破片を接合して本来の器形に近づける作業である。また、各遺構の同時性を知る上で接合関係の把握は有効である。この後に、実測や写真撮影等の作業が続くことになるので、破損しやすいものについては補填材等で補強を行う。
- この作業工程は、出土品の全般的な観察を行う機会でもある。
- 遺構から出土した出土品等は、資料的価値が高い。出土品の資料的価値により報告書に掲載すべき出土品を判断し、それらを優先して効果的に接合を進める必要がある。
- 遺構出土の一括出土品の場合には、個体数や器種構成を知るために有効であり、可能な限り接合する必要がある。
- 土器や石器の破片から同一個体のものを選び出し接合する。土器は大きな破片や一括出土した破片群を主体に、その周囲から出土した破片を可能な限り集めて接合する。
- 石器についても、石質・色調等の観察を行って、同一母岩の破片を集めて接合する。

- 接合した破片の出土地点や層位は、遺構の検討に重要な情報となるため記録する必要がある。
- 軟質で脆弱な土器や瓦等は補填材等で強化してから接合する必要がある。
- 土器等の欠落部分や、接合により生じた隙間を補填材等で埋めて補強し、必要に応じて着色する。土器等の断面や内面の観察は、補填前に十分に行っておく。
- 適切な作業スペースを確保し、正確かつ効率的に作業を行う。

③復元

- 接合した出土品の欠落部分を石膏等の補填材等で復元する作業で、出土品本来の姿を理解しやすくするものである。
- 主に報告書に写真を掲載する必要のあるもので、器形を復元して表現することが必要なものに限って行うこととし、出土品を汚して資料的価値を損なわないようにする。
- 土器等の場合は、復元後はその断面や内面が観察できなくなるため、実測後に行う必要がある。
- 意味のある欠損部分は接合までにとどめ、補填しない。
- 写真撮影の際のハレーションを防止するため等により、必要に応じて適度な着色を施す。

④図化・観察

- 実測は、出土品を観察しながら計測し、図化（実測図を作成）する作業である。個別の出土品を最も詳細に観察する機会であり、重要な意義をもつ工程である。実測図は、出土品の細部にわたる特徴等を含め、最も豊富な情報量を表現することが可能なものであり、その有効性が一般に広く定着しており、報告書には不可欠のものである。
- 実測は、単純に実測が可能なものすべてについて行うのではなく、その遺跡や遺構を理解する上で有用な情報を有する出土品を選択して行う。出土品は、すべて何らかの資料的価値を有しているが、出土した遺構や層位、その状況及び出土品そのものの内容によってその資料的価値は異なる。また、出土品全体について種類・器形、文様、製作技法等を十分観察して考古学的な分類を行った上で、同種・同類のものについては典型的、代表的なものを選択する等の観点も必要である。なお、報告書においては、出土品全体の概要と実測図を掲載した出土品の位置付け、選択の考え方もあわせて説明する必要がある。
- 出土品の資料的価値を的確に判断し、それに依拠して実測する出土品を選択する。選択の基本的な考え方は以下のとおりである。
 - ・遺構出土で、かつ、一括資料として高い価値を有する資料を必ずしもすべての個体を実測図で表現する必要はない。しかし、すべての器種は、基本的に実測図により器種構成を可能な限り正確に示す。なお、正確な器種構成比・出土個体数は別途図表、文章により説明を加えることとする。
 - ・炉・カマドに据えられた土器、埋甕や木棺等、遺構と一体あるいはその一部を構成する資料は、すべて示すことを原則とする。
 - ・遺構の時期を示す資料としては、竪穴建物の床面直上、溝の最下層等からの出土品は特に重

要で、実測は不可欠である。埋土中から出土した土器等は適宜選択する。

- ・その他の遺構及び遺物包含層出土の資料は、他地域で生産されたもの、出土例が少ないもの、残存度が高いもの等単独でも意味のあるものを選択する。

○実測図は、観察を十分行った上で、考古学的な基本を踏まえた表現方法で以下のような考え方で表示する。

- ・製作時の状況を念頭におき、器形・製作技法・時期等の出土品の特徴を適切に表現する。
- ・製作技法等を表す場合は、必ずしもすべて実測をする必要はなく、実測する範囲や表現方法等を工夫する。
- ・土器や瓦の文様、土器・陶器・瓦のタタキ目、あて具痕等表面に凹凸がある文様や調整痕跡等については、拓本により墨の濃淡で表すことができる。陶磁器の文様等は写真を使用する等効果的に実測図と併用する必要がある。
- ・表現方法等は、具体的な意味が正確に理解できるようにするために、各地域の中で共通のものとするように努め、全国に流通する出土品等については広く普及している方法をとる。
- ・使用痕等も必要に応じて図示するとともに、図示できないことについては注記することも必要である。

○作業員等が実測したものについては、正しく計測され必要な情報が的確に表現されているかどうかを整理担当者が必ず点検、確認する。これは、実測を外部委託した場合も同様である。

○作業の効率化を図るために、複雑な形や文様をもつ出土品についてはデジタル機器や写真を利用した実測の方法を導入することも有効である。しかし、実測の本来の目的と意義を正しく認識した作業を行う必要がある。

○実測図（データ含む）は、詳細な出土品観察の結果であり、保管・管理の際の資料となることから記録保存の成果として保存する。

○選別・分類した出土品について、出土遺構、時期等の分類を行い、種別、法量、特徴、調整等を観察表に記入する。

⑤出土品全体の検討

○ここまでの各工程において出土品の観察と検討が行われてきているが、これらの成果を受けてあらためて出土品全体について、考古学的な知見に基づきながら、器種・製作技法・胎土等の分類、出土品の編年等を検討する。それを踏まえて報告書に記載する必要がある出土品をあらためて検討する。

○考古学的な知見を十分に踏まえて、出土品全体の器種構成や分類、編年を適切に行う必要がある。

○出土品の資料的価値を、記録類の整理の工程で得られた成果を参考にしながら再確認する。

⑥写真撮影

○実測図では表現できない出土品の質感や量感、製作技法、遺存状況等を示すために、報告書に写真を掲載する出土品を撮影する作業である。すべての出土品を撮影する必要はなく、原則と

して、写真を報告書に掲載するものを対象として行う。

- 報告書に掲載すべき出土品で実測できないものは写真で表現する。
- 出土品の形状や特徴、質感や量感、製作技法が鮮明に表現されるような性能を備えた適切な器材と撮影方法を用いる。
- 撮影後のネガやスライド、データ等は適切に保存する。

⑦自然科学分析

- 考古学的な手法や分析では明らかにしにくい年代測定や環境復元、材質・原産地の鑑定・同定等の分析を行うものである。これにより発掘調査の成果が豊かになり、遺跡の総合的理解に役立つ。ただし、分析は必要不可欠な範囲について、有効性が確認されている方法で行うことが必要である。
- 出土品の材質・原産地の鑑定・同定、年代測定等の分析のため、試料を分別する。分析用の試料については、遺跡名や遺構名、採取地点、採取層位、採取日など必要な情報を記録する。
- 出土品の自然科学分析は、すべての遺跡において必要なものではなく、遺跡を総合的に理解する上で必要な場合のみ、明確な目的をもって行うことが必要である。
- 自然科学分析は、対象とする資料の考古学的な分析を十分行った上で、行うことが必要である。

⑧保存処理

- 出土したままの状態では整理等作業や保管、活用に支障をきたすような脆弱な出土品について、保存のための科学的処理を施す作業である。出土品の材質や状況に応じて、形状や質感が大きく損なわれないような方法により行う必要がある。
- 出土品の中から保存処理が必要なものを選別し、状態や保存処理の記録をとる。
- 保存処理の方法は、出土品の材質、劣化程度、構造に応じて事前に検討し、適切な方法で行う。

(ウ) 発掘調査成果の総合的検討

- 発掘調査担当者が複数の場合には、事前に記載内容について共通理解を得るために十分な意見調整を行い、客観性を保ち齟齬のないようにする。

(エ) 報告書作成作業

①文章作成

- 記録類の整理や出土品の整理の各工程で得られた成果と、それらを踏まえた総合的な発掘調査成果を明快に伝えることができるよう、平易で理解しやすいものとする。
- 発掘調査全体の記録や、遺構・出土品の分析・考察、自然科学分析の結果等に基づき、報告書原稿を執筆する。
- 文章は報告書の根幹となる重要な表現方法であることを十分認識し、基本的なことや、図や写

真では表現できないものについて正確にわかりやすく簡潔に記述し、必要に応じて箇条書きや一覧表の形式を採用する。用語や表現についても平易なものとするよう心がける。

- 図や写真は本文との関連付けによって適切に選択し使うように配慮する。
- 記載内容については組織内で十分な検討を行い、客観性を確保する。
- 遺構の記録や出土品に関するデータ、同一の遺跡あるいは近隣における同種の遺構についての既往の発掘調査等を参照し、検出された遺構・出土品について分析・考察を加える。

②トレース・版下作成

- 報告書に掲載するために遺構や出土品の実測図を必要に応じて加工（手実測図の場合はトレースする等）し、さらに他の図面、写真も含めて印刷用の版下を作成する。
- 掲載の対象とする資料は、あらかじめ版下のレイアウトを行う等して、必要なものを選択する。
- 発掘調査に基づき作成した遺構図・出土品分布図等の下図を製版時の縮尺を考慮して加工する。
- 出土品の実測図は、製版時の縮尺を考慮してトレースする。
- 報告書に掲載する必要がある遺構、出土品の実測図は、正確で理解しやすく、鮮明な出来上がりになるように適切な線号を選択して用いる。
- 実測図に描かれているすべての情報を報告書に掲載する必要はなく、遺構や出土品の特徴を示す情報を適切に選択する。
- 版下作成は、遺構や出土品の特徴が一目でわかるように十分配慮して、適切な位置に図を配置する。
- 報告書掲載用に作成した遺構図・出土品分布図・出土品実測図等を、図版用の版に組む。
- 報告書に掲載する遺構や出土品等の写真を図版用の版に組む。

③割付・編集

- 文章と図の対照、図の配列、全体を通しての見やすさに十分に配慮して割付を行い、利用しやすいように編集を行う。
- 最終的に作成した遺構・出土品等の図版、写真図版、観察表等を文章とともに配置し、報告書の構成や体裁を決定する。
- 関係する整理担当者や組織内での意見調整や検討を十分に行うため、必要に応じて編集委員会等を設置し、客観性を保つ必要がある。

④印刷

- 仕様を決め発注して印刷物にする工程である。長期間の保存と資料としての活用に耐えられるよう、適切な印刷と体裁で作成する。
- 印刷方法や長期間の保存・活用に耐えられる紙質、装丁等は華美なものにならないよう適切な仕様を決め、発注する。

- 誤りのない正確な内容とするために十分な校正を行う。通常3校まで行う。
- 必要に応じて、報告書のデジタルデータを作成する。

(オ) 保管・活用に備えた作業

- 記録類、整理等作業で作成した資料類や出土品は遺跡が所在する群馬県ないし当該市町村で確実に保管する。
- 記録類、資料類や出土品は利活用できるように適切な保管、管理のための台帳等を作成し、管理する。
- 収蔵した記録類、出土品を積極的に利活用するために、それらの効率的・効果的な取扱い方法を検討、策定して、必要な体制の整備を図る。
- 出土品は、「群馬県出土品取扱い要綱（平成19年12月改正）」に従って保管・管理する。
- 出土品を収納する。一般的には出土品収納箱に納め、以降の活用のため必要な情報を記入したカード等を付すが、金属器や木製品等の脆弱な出土品については、慎重な管理が必要となるものもある。
- 火災や災害等に備え、記録類や出土品の種類や内容によって保管・管理方法を工夫する。具体的には、『出土品の保管について』（平成15年10月、発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会）を参照する。
- 報告書のデジタルデータがある場合は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が公開しているデータベースに掲載することが望ましい。

4 発掘調査報告書

(2) 記載に当たっての留意事項 (基準p. 11)

全体に関する留意事項
<p>○遺構出土品については、遺構と別々に記述する方法と遺構ごとに出土品をあわせて記述する方法がある。本標準では、前者を示したが、それぞれの方法の特性や遺跡の内容により適切な方法を選択する。</p> <p>○図面や写真について、既製の地形図や航空写真等を使用する場合は、原図作成（撮影）の主体者・時期・縮尺・図幅名等を明示する。</p> <p>○遺構実測図には方位、標高及び縮尺を表した物差し（スケールバー）、土層断面図には標高及び縮尺を表した物差し、出土品実測図には縮尺を表した物差しを必ず表示する。</p> <p>○写真は、カラーと白黒各々の特性を理解した上で使い分けて掲載する。</p>

(3) 記載事項とその内容

(ア) 報告書の構成
<p>○報告書は、前文・本文からなり、主に以下のような章・節で構成される。</p> <p>前文（表題、序文、例言・凡例、目次）</p> <p>本文（第1章 調査の経緯：第1節 発掘調査に至る経緯、第2節 発掘作業の経過、第3節 整理等作業の経過）</p> <p>（第2章 遺跡の位置と環境：第1節 地理的環境、第2節 歴史的環境）</p> <p>（第3章 発掘調査の方法と成果：第1節 発掘調査概要、第2節 基本層序、第3節 遺構、第4節 遺物（出土品））</p> <p>（第4章 自然科学分析）</p> <p>（第5章 総括）</p> <p>（写真図版）</p> <p>（報告書抄録）</p> <p>○上記の構成は標準的なものであり、個別の発掘調査の内容によっては、章・節の省略や統合、あるいは追加が生じることが考えられる。</p> <p>○本文第3章では、遺構と遺物（出土品）を別の節に分けたが、遺構とその出土品をまとめて一つの節とする場合も少なくない。遺跡の内容等によって適切な方法を選択することが考えられる。</p>

(イ) 前文
<p>① 表題</p> <p>○検索のための利便性を考慮し、原則として主題か副題のいずれかに遺跡名を入れる。</p> <p>② 例言・凡例</p>

- 当該発掘調査についての、原因となった事業名、発掘調査地住所（都道府県名を必ず記載する）、発掘調査主体、調査期間（発掘作業及び整理等作業の期間）、報告書の執筆者及び編集者名、経費負担のあり方、記録類や出土品の保管場所等を記述する。なお、発掘・整理等作業の体制をここで記述する場合もある。
- 報告書で示されている、方位や標高の表示方法、遺構・遺物実測図の縮尺等、報告書を利用する上で必要な事項を記述する。

③ 目次

- 報告書全体の構成が把握しやすいように、本文では章・節・項の構成を、図や写真では個別遺構名と遺構の内容等を示す。
- 本文と図、写真、表等の検索が容易に行えるように工夫する。

(ウ) 本文

① 調査の経緯（第1章）

- その発掘調査を必要とするに至った開発事業等と埋蔵文化財保護との調整、調査体制、発掘調査活動、発掘調査後の保護措置等、開発事業との調整から調査完了に至る一連の事実を記述する。（群馬県及び市町村以外の者による発掘調査の報告書にあっては、行政的に講じた措置の記録は、関係した群馬県及び市町村から提供する等の対応が必要である。）

①-1) 発掘調査に至る経緯（第1節）

- 発掘調査の原因、取扱い協議、法的手続き、試掘・確認調査の結果に基づく取扱い協議、遺構の保存協議（その経過や設計変更及び保存の内容）等の経過と内容、発掘作業と整理等作業の体制について記述する。
 - ・開発計画図、遺構の保存措置を執った場合はその内容がわかる図等がある。

①-2) 発掘作業の経過（第2節）

- 発掘作業の工程、調査の要点、指導委員会・現地説明会の実施状況等を記述する。

①-3) 整理等作業の経過（第3節）

- 整理等作業の工程等を記述する。
- 出土品の保存処理を実施した場合、その概要を記す。

② 遺跡の位置と環境（第2章）

- その遺跡の歴史的な意味を把握する上で不可欠の要素であり、発掘調査対象遺跡を含む一定地域の基本的な地形と自然環境、他の遺跡のあり方等について把握できるよう記述する。
- 同じ遺跡ですでに報告書が刊行され、これについて詳細な記述がある場合、その報告書名を示した上で、簡潔に記述することができる。

②-1) 地理的環境 (第1節)

○発掘調査対象遺跡を含む一定範囲について行政区分や位置、地形や自然環境等を記述する。地形に関しては、発掘調査終了後に大きく改変される場合があるので、特に詳細に記す。

- ・ 図面として遺跡位置図、遺跡周辺地形図等がある。
- ・ 遺跡位置図は、遺跡の位置を都道府県単位の図等に示したもの。
- ・ 遺跡周辺地形図は、遺跡の立地環境がわかる図で、地形図に発掘調査対象地を示したもの。地形分類図を併用することもある。

②-2) 歴史的環境 (第2節)

○発掘調査対象遺跡を含む一定地域についての歴史的変遷を記述する。発掘調査の成果を理解する上で必要な時代については重点的に説明する。

○図面として地形図等に発掘調査地周辺の遺跡の分布状況を示した遺跡分布図等がある。

③ 発掘調査の方法と成果 (第3章)

○報告書の中核をなす部分であり、通常、最も多くの分量を占める。発掘作業と整理等作業の方法について記述した上で、検出・把握できた遺構の状況、遺構と出土品の関係、出土品全体の出土量・内訳、個々の出土品の要点等の事実を、遺構・出土品の図面や写真を示しながら記述する。発掘調査担当者が作業途上に思考したことを含め、発掘作業から整理等作業を通して得られたことを的確に記述する。

③-1) 発掘調査の方法 (第1節)

○試掘・確認調査の成果や既往の調査成果を示し、当該発掘調査の実施に当たって設定された目的や課題等を記述する。

○目的や課題、問題意識に基づいた発掘作業、整理等作業の方針、実際に行った具体的な発掘調査方法等を記述する。あわせて、発掘作業や整理等作業において特に留意した事項についても記述する。

○図面として試掘・確認調査区位置図、既往の発掘調査区位置図、試掘・確認調査及び既往の発掘調査成果に関する遺構・遺物実測図、発掘調査地区割図等がある。既往の発掘調査区位置図と発掘調査地区割図は同一の図面で示してもよい。

③-2) 層序 (第2節)

○各層位については、土層名・土色・土質・層厚、遺物包含状況、さらにはその層の成因や時期、性格等について記述する。また、発掘作業において出土品を取り上げた層位と土層断面図の関係についても説明する。

○遺構面と遺物包含層の関係や、火山噴出物等のように広範囲にわたって確認され遺跡を理解する上で重要な鍵となる層については重点的に記述する。

・図として基本層序表（基本層序図）と土層断面実測図（模式図含む）等がある。その際、遺構面を強調したり、鍵となる重要な層については網掛けで図示したりする等、層序の特徴がよくわかるよう工夫する。

③-3) 遺構（第3節）

○遺構の時期や検出面の数をはじめとする全体の概要、遺構種別ごとの概要を示した後、個別の遺構内容を記述する。その際、遺構の規模や形状といった客観的な成果だけでなく、遺構の検出過程や発掘調査中に試行錯誤したこと等についても言及するよう努める。遺構名称は、遺構種別と番号で示す。

○遺構の性格や内容に応じて記述の方法を工夫する。たとえば、竪穴建物や掘立柱建物、井戸等は遺跡を構成する主要な遺構であり、個々の内容について詳細に記述する必要がある。一方、小規模な溝や性格不明の土坑・小穴等については、必ずしも個々の内容を述べる必要はなく、全体の傾向等を記述することで足りる場合がある。

○出土品の出土状況は、遺構の年代や性格を決める重要な情報である。遺跡を理解する上で必要と判断されたものについては、出土品の出土層位とその特徴を記述し、それを踏まえて遺構の性格や年代についても言及する。

○図面として遺構全体図・遺構配置図・遺構個別図・遺物出土状況図・ドットマップ等がある。

○遺構全体図は検出した遺構のすべてを掲載した図である。おおむね1/200～1/500程度の縮尺とし、発掘調査面積が広大な場合は1葉の図面に収まらないこともある。遺構個別図を作成しない遺構については、この図によって遺構が特定できるようにする。付図は紛失しやすく利用しにくい場合が多いので、できる限り避けることが望ましい。やむをえない場合は、図面ごとに必ず遺跡名を付ける等配慮が必要である。

・遺構配置図は主要な遺構について、検出された遺構の構成と配置を一目でわかるように模式的に示した図。

・遺構個別図は遺構の平面実測図と断面実測図で構成された図。

・遺物出土状況図は遺構から出土した出土品の状況を示した図であり、平面実測図とその断面実測図からなる。

・ドットマップは出土品の平面的位置、垂直的位置をドットによって示した図。発掘作業で作成した図をすべて機械的に掲載するのではなく、出土品の分布や接合関係に意味があり、遺跡や遺構を理解する上で必要と判断されたものについて掲載する。

・表には遺構の規模や形状等を掲載した一覧表がある。必要な遺構と項目を選択し掲載する。

③-4) 遺物（出土品）（第4節）

○出土品全体の種類や時期、おおよその出土量（収納箱数等で示す。）等の概要を記述したのち、個別説明を行う。個別説明では分類基準を示し、全体の傾向や特徴等について言及する。実測図を掲載したものについての選択基準を示す。

○出土品の個別説明をする際、図や写真をみればわかるような事項については、逐一記述して全体が冗長にならないよう、記述内容を工夫する。

○図表には形式分類図・遺物実測図、遺物観察表等がある。

- ・形式分類図は土器、石器等の形態に基づいた分類図。多量に出土した出土品の特徴を説明する際に有効な場合に掲載する。
- ・遺物実測図は遺構の時期を決める出土品や遺構から出土した一括遺物等、遺構や出土品のあり方を考える上で必要と判断されたものを掲載する。その際、遺構の時期を決定する出土品、遺構出土一括遺物は器種構成やその比率等を考慮し、それぞれ必要な量を掲載する。各出土品の縮尺率はその種類ごとに統一することが望ましいが、特殊なものは大きさや特徴に即して決める。
- ・拓本は有効性が認められるものについて掲載する。
- ・遺物観察表は、出土品の種類によって掲載する必要がある項目を記載する。

④ 自然科学分析（第4章）

○発掘調査の成果をより総合的に理解するために行う分析の種類には、年代測定、自然環境の復元、土器・石器・金属器等の産地同定、石器・木器等の材質鑑定等があり、遺跡の内容に応じて実施した分析結果を掲載する。ただ単に分析データを掲載するだけではなく、分析を行った目的や意図を記述し、その成果を「総括」に生かすことが必要である。

○報告書全体の量を考慮して、掲載する分析結果の占める割合が過度に多くならないよう、分析者とあらかじめ調整をする。

⑤ 総括（第5章）

○「発掘調査の方法と成果」の事実記載だけでは発掘調査の成果全体を的確に理解することができないため、その発掘調査の成果全体から、遺跡全体の構造や性格、時期的変遷等の客観的事実の整理及びその遺跡が地域の歴史の中でもっている意味、位置付け等を記述する。従来、この項目は「考察」と称されることが多く、その意義付けが明確ではなかったが、その目的・意義を明確に示すために「総括」と呼称するものである。

○発掘作業から整理等作業の過程で明らかになった遺構や出土品とそれら相互の関係を総合的に検討した上で、遺跡の構造、変遷といった発掘調査成果の基礎的な整理を行い、歴史的位置付けについても言及する。

○発掘作業や整理等作業の担当者あるいは発掘調査機関が、学術的成果に基づき、考古学的手法を用いて記述する。

○遺跡を理解することに直接関わらない独立した内容の論文は掲載しない。

○総括に要する分量は写真を除いた本文（図面を含む）のおおむね数%から10%程度とする。なお、総括を行うために出土資料の編年や類例の検討等の考古学的分析が必要な場合は、これに要する分量が増加することもある。

⑥ 写真図版

- 発掘調査の経過写真には発掘調査着手前写真等がある。また、発掘調査地の特定ができるよう、必要であれば開発終了後の発掘調査地風景写真も掲載する。
- 地理的環境写真には遺跡周辺の環境がわかる遺跡遠景写真、旧地形のわかる航空写真等がある。
- 歴史的環境写真には歴史的環境のわかる写真等がある。
- 層序写真には層序の特徴を最もよく表した断面写真等がある。
- 遺構写真には全体写真・遺構個別写真・遺物出土状況写真等がある。
- 遺構全体写真には発掘調査区全体の状況を撮影した写真。斜め上方から撮影した写真と垂直写真がある。前者は遺構の配置状況だけでなく土地の起伏や遺構の深さ等遺跡の立体感を表すことができ、写真の特性が生きる場合が多い。
- 遺構個別写真には完掘した遺構の全景写真を原則とするが、必要に応じてその過程やその遺構に付属する施設の詳細を示す写真を掲載する。
- 遺物出土状況写真には遺構の時期や性格等を最もよく表した写真を掲載する。遺構と出土品の関係がよくわかるものを掲載する。図はなくても写真だけで足りる場合もある。
- 遺物写真には個別写真、集合写真等がある。個別写真は出土品の質感、胎土、色調、遺存状況等の特徴を表現できる大きさにする。実測図を掲載したもののすべてに個別写真を掲載する必要はなく、たとえば同種同形のものが多数出土した場合は代表的なものを選択する。

⑦ 報告書抄録

- 報告書抄録は、発掘調査の基本的情報である発掘調査組織及び発掘調査担当者、遺跡で得られた成果等を所定の様式の一覧にして巻末等に付するものである。報告書データベースの作成等の利用にも供される。
- 報告書抄録は、可能な限り巻末に掲載することが望ましい。
- 報告書抄録の記載要領及び様式は事項以降のとおりとする。

報告書抄録《記載要領》

1-1	ふりがな	書名にふりがなを付す。読みはひらがなを原則とするが、カタカナでも可。ローマ数字、括弧付き数字、丸付き数字などは全て算用数字に替えて記入する。
1-2	書名	主たる書名を記入する。できるだけ遺跡名が入った部分を書名として拾う。特に書名がなくシリーズ名のみの場合は、本欄にもシリーズ名を記入する。
1-3	副書名	主たる書名以外に副書名（副題）がある場合は、その副書名を記入する。
1-4	巻次	副書名がシリーズ名の場合、その巻次を記入する。
1-5	シリーズ名	書名とともにシリーズ名がある場合、そのシリーズ名を記入する。
1-6	シリーズ番号	そのシリーズの巻次を記入する。
1-7	編著者名	主たる執筆者から順次記入する。
1-8	編集機関	編集機関を記入する。
1-9	所在地	編集機関の所在地と電話番号を記入する。郵便番号も記入する。
1-10	発行年月日	発行日を西暦で記入する。編集機関と発行機関が異なる場合には、発行年月日の前に発行機関の項目を設ける。
2-1	所収遺跡名	掲載遺跡名を記入する。必ずふりがなを付ける。
2-2	所在地	遺跡所在地を都道府県以下、大字程度まで記入する。ふりがなを付し、「町」や「村」もそれが「ちょう」「そん」と読むのか「まち」「むら」なのか、わかるようにふりがなを付ける。広範囲にわたる遺跡の場合、掲載発掘調査区が属する主たる所在地名を記入する。
2-3	市町村コード	遺跡の所在する市町村を、総務省が定めた「全国地方公共団体コード」により記入する。
2-4	遺跡番号コード	市区町村別の遺跡番号コードを記入する。未決定の場合は、空欄とする。各市区町村内で同一コードが複数の遺跡に重複しないよう留意する。
2-5・6	北緯・東経	遺跡のほぼ中心と思われる位置を世界測地系の度分秒の単位で記入する。
2-7	発掘期間	西暦を使用し、合計8桁で記入する。発掘期間は埋戻しも含めた実際の発掘作業期間とし、整理等作業の期間は含めない。発掘調査が数次にわたる場合、分けて記入する。
2-8	発掘面積	発掘調査対象面積ではなく実際の発掘調査面積を平方メートル単位で記入する。
2-9	発掘原因	発掘調査の原因を記入する。地方公共団体が実施する場合、分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、記録保存調査、活用目的調査のいずれかとなる。

3-2	種別	掲載遺跡について、その種別は以下を参考にして記入する「集落・洞穴・貝塚・宮都・官衙・城館・交通・窯・田畑・製塩・製鉄・その他の生産遺跡・墓・古墳・横穴・祭祀・経塚・社寺・散布地・その他」
3-3	主な時代	各遺跡の主たる時代を記入する。細別時期や世紀が判明する場合、併記も可。
3-4	主な遺構	各遺跡で検出された主な遺構と遺構数を記入する。
3-5	主な遺物	各遺跡で検出された主な出土品について記入する。可能であればその数量も記入。
3-6	特記事項	発掘調査成果、遺跡の性格など、特記すべき項目を記入する。
3-7	要約	発掘調査の成果、遺跡の意義等を500字程度に要約する。

全般的注意事項

- 報告書抄録は、原則として発掘調査報告書作成者が、報告書に記された遺跡・発掘調査・内容に関する情報と書誌情報を、本様式に従って抄録し、報告書中に掲載するものである。
- 抄録は報告書巻末への掲載を原則とするが、例言・凡例の後や、奥付、裏表紙などの余白利用でも可とする。本文目次に抄録の掲載頁や位置を明記することが望ましい。
- 所収遺跡数が多い場合は複数頁を使用し、その際には使用頁数の節約を図る。
- 追加項目として「発掘調査主体、資料の保管場所、書誌的情報（報告書頁数・判型）」など独自に必要な項目を加えたり、副書名やシリーズ名がない場合は不要項目を削除したりしてもよい。ただし報告書の判型にかかわらず、できるだけ記載様式の統一性を維持するよう努める。

地方公共団体コード一覧

群馬県（令和8年4月1日現在）

100005	群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1
--------	-----	----------	-------------

群馬県市町村（令和8年4月1日現在）団体コード団体名							
102016	前橋市	102113	安中市	104248	長野原町	105210	板倉町
102024	高崎市	102121	みどり市	104256	嬭恋村	105228	明和町
102032	桐生市	103446	榛東村	104264	草津町	105236	千代田町
102041	伊勢崎市	103454	吉岡町	104281	高山村	105244	大泉町
102059	太田市	103667	上野村	104299	東吾妻町	105252	邑楽町
102067	沼田市	103675	神流町	104434	片品村		
102075	館林市	103829	下仁田町	104442	川場村		
102083	渋川市	103837	南牧村	104485	昭和村		
102091	藤岡市	103845	甘楽町	104493	みなかみ町		
102105	富岡市	104213	中之条町	104647	玉村町		

報告書抄録様式

ふりがな								
書名								
副書名								
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名								
編集機関								
所在地	〒					TEL		
発行年月日	西暦	年	月	日				
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	発掘 期間	発掘 面積㎡	発掘 原因
		市町村	遺跡番 号					
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構		主な遺物		特記事項
要約								